

EUを知るための12章

パスカル・フォンテーヌ著



欧州連合
European Union

EUを知るための12章

本冊子は欧州連合（EU）の欧州委員会が発行した一般向け出版物『Europe in 12 lessons』を、駐日欧州連合代表部が翻訳および加筆・編集し、さらに改訂を加えたものです。原文は2010年7月に作成されています。

本冊子内で複数のEU加盟国を列記する場合の順番については、特にことわりのない限り、英語での国名のアルファベット順としています（正式には各国公用語による国名のアルファベット順）。

本冊子の内容の転載は原則自由ですが、希望される場合は事前に以下までご一報ください。

駐日欧州連合代表部広報部

<http://www.euinjapan.jp>

delegation-japan@eeas.europa.eu

2011年7月 初版発行

2013年12月 第2版発行

© European Union, 2013

ISBN: 978-92-9238-105-9

doi:10.2871/50352

EUを知るための12章

著者：パスカル・フォンテーヌ

はじめに

本冊子は、欧州委員会（本部ベルギー・ブリュッセル）が欧州連合（EU）域内外の人びとに EU とは何かを紹介するために作成した『Europe in 12 lessons』を日本語に翻訳、加筆、改訂したものです。この日本語版では、日本の読者の皆さま向けに「日本と欧州連合の関係」という章が最終章として追加されています。

したがって、本冊子は 13 章で構成されています。まず、なぜ欧州に EU が必要なのかを述べた後、EU 統合の歴史に続き、2004 年 5 月と 2007 年 1 月に実現した拡大および今後の拡大を視野に入れた EU 近隣政策について触れ、EU がどう機能しているかについて説明しています。その後、単一市場、経済通貨同盟（EMU）、そしてユーロの導入をはじめとする EU の諸政策を紹介しています。最後に、世界の中の EU とその将来という視点から EU を眺め、日本と EU との関係を概観して本冊子は完結します。

本冊子は 2010 年 7 月に校了した英文テキストを基にしたものです。EU では、2010 年 7 月以降も、2011 年 1 月のエストニアのユーロ導入や欧州対外行動庁（EEAS）の稼動開始、2013 年 7 月のクロアチア加盟など、いくつかの重要な展開がありました。日本語版刊行にあたっては、こういった最新情報をなるべく含めることとしました。

本冊子以外にも EU に関する総合的な情報は、駐日 EU 代表部のウェブサイト（日英 2 カ国語）や日本語のオンライン広報誌『EU MAG』、ブリュッセルの欧州委員会本部が開設しているポータルサイト「EUROPA」（EU 公用語 24 カ国語）を通じて入手していただけます。ビジネスマンを対象とした情報サービスは、日欧産業協力センターが日・EU 産業協力を担う窓口として、また一般の方向けには全国 19 の大学に設置されている EU 情報センター（EU i）が活動しています。また、EU とその政策の学術研究および普及活動を行う場として、全国に 5 つの「EU インスティテュート・イン・ジャパン（EUIJ）」が設立されています。EU に関するこれらのさまざまな情報源へのアクセス方法については巻末をご参照ください。

本冊子が日本の皆さまの EU に関する理解と知識の向上に役立つことを願っております。

2013 年 12 月
駐日欧州連合代表部
<http://www.euinJapan.jp>

[1]

6 ページ

なぜ、欧州連合なのか

[2]

12 ページ

歴史上の
10 大ステップ

[3]

16 ページ

欧州連合の拡大、
近隣地域との協力

[7]

46 ページ

ユーロ

[8]

50 ページ

知識と
イノベーションを基盤に

[9]

54 ページ

欧州市民とは

[13]

76 ページ

日本と欧州連合の関係

[4]

22 ページ

欧州連合の仕組み

[5]

30 ページ

欧州連合の政策

[6]

40 ページ

単一市場

[10]

60 ページ

自由・安全・司法の欧州

[11]

66 ページ

世界の中の欧州連合

[12]

72 ページ

欧州の将来

80 ページ

欧州統合の歴史
— 主要な出来事

86 ページ

欧州連合に関する
情報源

なぜ、欧州連合なのか

[1]

21 世紀における欧州連合（EU）の使命

- ▶ 加盟各国間に構築された平和を維持しながら発展する
- ▶ 欧州各国を実際的な協力の下に団結させる
- ▶ 欧州市民の安全な暮らしを保障する
- ▶ 経済的・社会的連帯を促進する
- ▶ グローバル化の進む世界で欧州のアイデンティティと多様性を保持する
- ▶ 欧州の人々が共有する価値を広める

I. 平和への願い

欧州を統合するという考えは、今では現実的な政治目標になりましたが、かつては哲学者や理想家が頭の中で思い描いた夢でしかありませんでした。例えば、ヴィクトル・ユゴーは、人道主義的な理念に駆り立てられ、平和的な「欧州合衆国」の構想を抱きましたが、この夢は 20 世紀の前半に欧州大陸を襲った悲惨な戦争によって打ち砕かれてしまいました。

しかし、第二次世界大戦の瓦れきの中から新たな希望が生まれました。大戦中、全体主義に抵抗してきた人々が、欧州の国どうしが憎しみ合ったり対立したりしている状況に終止符を打ち、永続的な平和の基盤を築こうと固く決意したのです。1945 年から 1950 年にかけて、ロベール・シューマン（フランス外相）、コンラート・アデナウアー（ドイツ連邦共和国首相）、アルチーデ・デ＝ガスペリ（イタリア首相）やウィンストン・チャーチル（英国首相）など、一握りの勇気ある政治家が、それぞれの国民に、新しい時代に向かって歩み出すよう説得し始めました。法の支配と国家間の平等を保障する条約の下、共通の利害に基づいた新しい体制を西欧に築こうではないか、と説いたのです。

シューマンは、後に「欧州統合の父」と称されたジャン・モネが思い描いた構想を実現させるべく、1950 年 5 月 9 日に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設を提案しました。かつては戦争をしていた国々が、石炭と鉄鋼の生産を一つの「共同の最高機関」の管理下に置くというものです。このように現実的であると同時に象徴性に富んだ形で、戦争の原因となっていた資源が和解と平和の手段へと転換されたのです。

II. 欧州統合

1989 年にベルリンの壁が崩壊した後、欧州連合（European Union=EU）は東西ドイツの統一に向け働きかけました。何十年の間「鉄のカーテン」の向こうで耐え忍んできた中・東欧諸国は、1991 年のソビエト連邦崩壊により、再び自らの進む道を自らの意思で決めることができるようになりました。多くの中・東欧諸国は、欧州の民主的国家的共同体の中にこそ自分たちの未来があると見定め、2004 年に 8 カ国が地中海の 2 カ国と共に、さらに 2007 年には 2 カ国が EU に加盟しました。

EU は現在も拡大し続けています。2005 年にはトルコ、2010 年にはアイスランド、および 2012 年にはモンテネグロとの加盟交渉が開始されました。2014 年にはセルビアとの加盟交渉も始まる予定です。他のバルカン諸国も、EU 加盟につながる可能性のある道を歩み始めています。クロアチアは 2013 年 7 月に 28 番目の EU 加盟国となりました。



1989年のベルリンの壁崩壊により、欧州大陸の分断が次第に解消されていった

III. 安全保障

21世紀においても欧州にとって安全保障は課題であり続けています。加盟国の安全を保障するには、実効力のある行動が必要となります。また、バルカン半島・北アフリカ・コーカサス地方・中東などの近隣地域とも建設的な協力関係を築かなければなりません。さらには、特に北大西洋条約機構（NATO）などの機関や同盟国との協力を通じて、真の意味での共通の欧州安全保障・防衛政策を作り上げ、軍事のおよび戦略的利益を守る必要もあります。

域内の治安と域外の安全保障は表裏一体の関係にあります。テロや組織犯罪と戦うためには、すべてのEU加盟国の警察当局が緊密に協力し合わなければなりません。EUを、誰もが平等に司法制度を利用することができ、平等に法の保護を受けることのできる「自由・安全・司法の領域」にする、という新たな課題を達成するために、EU加盟国政府は連携を一層密にしなければなりません。ユーロポール（European Police Office=Europol）や、EU加盟国間での検察官・判事・警察官の協力を促すユーロジャスト（Eurojust）といった機関も、より積極的かつ効果的な役割を果たさなければなりません。

IV. 経済的・社会的連帯

政治的目標を達成するために創設されたEUは、経済協力を通してこの目標を達成しようとしています。

欧州の人口が世界に占める割合は減少する一方です。そうした中、確実に経済成長を遂げ、他の主要経済圏と対等に競えるようになるには、結束をさらに強める必要があります。EU加盟国の中には、世界貿易において単独で競う力を持った国はありません。欧州企業が「規模の経済」の下で新たな顧客を開拓するには、国内市場の枠を超えた幅広い基盤が必要となります。この基盤を提供するのが欧州単一市場であり、EUでは、5億人の消費者を抱える欧州市場からできるだけ多くの人々が利益を得られるよう、貿易障壁を除去し、企業の足かせとなる不要な規制を撤廃する取り組みが進められています。

欧州規模の自由競争と欧州全土的な連帯との間で均衡をとる必要がありますが、これは EU 市民にとって明確かつ実質的な利益をもたらす結果へとつながります。例えば、EU 市民が洪水やその他の自然災害の被害を受けた際には、EU の予算から援助を受けられます。欧州委員会が統括する「構造基金(Structural Funds)」は、欧州のさまざまな地域間における不平等の緩和を図る加盟国政府および地方自治体の取り組みを促進、補完します。域内の交通インフラの改善(高速道路網や高速鉄道網の拡張など)には EU の予算と欧州投資銀行(EIB)からの融資が投入され、これにより辺境地域との往来が容易になり、欧州横断的な貿易が増進されます。

EU 経済は 2008 年の世界的金融危機を契機に未曾有の速度で後退し始めました。域内の各国政府・機関は銀行救済策を早急に進める必要に迫られ、EU は最も深刻な被害を受けた国々に対し財政支援を行いました。単一通貨は効を奏し、投機や切り下げからユーロ圏を守ることができました。2010 年から EU と加盟各国は政府債務残高削減に向けた協調政策を推し進めています。連携を図りながら世界的危機に立ち向かい、協力関係の下で景気後退局面から持続可能な成長へと移行することが、欧州諸国にとっての今後の大きな課題となっています。

V. グローバル化する世界における欧州のアイデンティティと多様性

欧州の脱工業化社会はますます複雑になりつつあります。生活水準は着実に向上していますが、今なお深刻な貧富の差が存在しています。景気後退や産業の再編、高齢化、財政問題などにより格差がさらに広がる恐れもあります。こうした課題への対応には EU 諸国の緊密な協力が重要です。

協力を推進するといっても、それは各国固有の文化や言語を排除することを意味するわけではありません。むしろ、地域の特性や、欧州の伝統・文化が持つ豊かな多様性は、EU の活動を通じてさらに広がり、深まっています。

長い目で見ればすべての EU 加盟国が恩恵を享受します。欧州統合の 60 年の歴史を振り返れば、EU が全体として、部分の総和以上の力を発揮していることは明らかです。EU が一団となって行動することによって、加盟国がそれぞれ単独で行動した場合よりもはるかに大きな経済的・社会的・技術的・商業的そして政治的な影響力を発揮することができます。一致協力して行動し、EU として一つの声で発言することに付加価値があるのです。



「多様性の中の統合」—力を合わせれば、より良い結果が得られる

現代の世界では、中国、インド、ブラジルといった新興国が超大国米国と肩を並べようと動き始めています。EU加盟国が力を合わせて社会を変える力を持つ「クリティカルマス」へと成長し、国際社会での影響力を保ち続けることが、これまでになく重要になっています。

EUはどのように影響力を行使するのでしょうか。

- ▶ 世界の主要貿易主体であるEUは、159カ国・機関が加盟する世界貿易機関（WTO）や国連の気候変動会議といった場での国際交渉で、重要な役割を果たしています。
- ▶ また、人々に影響を及ぼす環境保護、再生可能エネルギー資源、食品の安全における「予防原則」、バイオテクノロジーの倫理的側面、絶滅危惧種の保護といった、慎重な対応を要する問題に対しても確固とした立場を取っています。
- ▶ さらに、地球規模での温暖化対策でも先頭に立ち続けています。2008年12月には温室効果ガス排出量を2020年までに20%削減することを単独で表明しました。

「団結は力なり」とは、まさに今日の欧州の状況を言い当てた格言です。

VI. EUの価値

EUは人道主義的かつ進歩主義的な価値を広めたいと望んでいます。世界が大きく変化する中、人類が変化の犠牲になるのではなく、その恩恵を受けるようになることもEUの願いです。人々のニーズは市場の力や一国の単独行動だけで満たされるものではありません。

したがって、EUは人類社会のひとつのあり方と、市民の大多数が支持するひとつの社会モデルを表象している、と言えるでしょう。欧州の人々は、人権への信念、社会的連帯、自由企業体制、経済成長の成果の公正な分配、良好な環境の下に生きる権利、文化・言語・宗教における多様性の尊重、伝統と進歩の調和など、過去から現代へと受け継がれた豊かな価値観を守り続けています。

2000年12月にニースで採択されたEU基本権憲章は、2009年12月1日のリスボン条約の発効を受け、法的拘束力を持つ取り決めとなりました。同憲章にはEU加盟国とその国民が今日認めているすべての権利が明記されています。権利と価値の共有は欧州の人々に同族意識をもたらしています。全EU加盟国が死刑制度を廃止していることはその一例です。

歴史上の10大ステップ

[2]

- ▶ 1951年：欧州6カ国が欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）を創設
- ▶ 1957年：ECSC 6カ国がローマ条約に調印、欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（ユーラトム）を創設
- ▶ 1973年：3共同体が9カ国に拡大、さらに多くの共通政策を打ち出す
- ▶ 1979年：初の欧州議会直接選挙
- ▶ 1981年：ギリシャが地中海諸国として初加盟
- ▶ 1992年：欧州単一市場誕生
- ▶ 1993年：マーストリヒト条約により欧州連合（EU）創設
- ▶ 2002年：ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
- ▶ 2007年：EU、27カ国に拡大
- ▶ 2009年：リスボン条約発効、EUの仕組みが変わる

1.

1950年5月9日のシューマン宣言で提案された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設は、翌年4月18日のパリ条約をもって実現しました。これにより、ベルギー、フランス、ドイツ（連邦共和国）、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6カ国の間で石炭と鉄鋼の共通市場が創設されました。第二次世界大戦直後であった当時の目標は、欧州の戦勝国と敗戦国の間に平和的関係もたらすこと、そして共通の機関を通じて協力し合うという平等な立場を確立することでした。

2.

ECSC 6カ国は欧州原子力共同体（ユーラトム）と欧州経済共同体（EEC）の創設を決め、1957年3月25日にローマ条約に調印しました。EECは、石炭と鉄鋼だけに留まらないさまざまなモノやサービスの取引のための共通市場の形成を目指しました。1968年7月1日に6カ国間の関税が撤廃されたほか、60年代には通商や農業をはじめとする分野で共通の政策が打ち出されました。

3.

この試みが大きく成功したことにより、デンマーク、アイルランド、英国の3カ国が参加を決め、1973年に初の拡大が実現、加盟国数が6カ国から9カ国に増えました。同時に、新しい社会・環境政策が導入され、1975年には欧州地域開発基金（ERDF）が開設されました。



1950年5月9日、ロベール・シューマン外相が後のEUへと実を結ぶ構想を初めて明らかにした。そのため5月9日はEUの創設記念日として祝われている

4.

1979年6月には直接普通選挙による初の欧州議会選挙という非常に重要な進展がありました。以後、欧州議会選挙は5年ごとに実施されています。

5.

1981年のギリシャの加盟に続き、1986年にはスペインとポルトガルが加盟しました。共同体が南欧へと拡大した結果、地域支援プログラムの必要性がさらに高まりました。

6.

1980年代初頭には、世界的な景気後退により「ユーロ・ペシミズム（欧州悲観主義）」がまん延しました。しかし、1985年に、ジャック・ドローール委員長率いる欧州委員会が、1993年1月1日までに欧州単一市場を完成させる計画を示した「白書」を発表し、新たな希望が生まれました。この大胆な目標を正式に定めた「単一欧州議定書（Single European Act）」は1986年2月に調印され、1987年7月1日に発効しました。

7.

1989年にベルリンの壁が崩壊したことによって、欧州の政治的な地図は大きく塗り変えられました。この出来事は1990年10月のドイツ統一、そして、ソビエト連邦の影響下を脱した中・東欧諸国への民主主義の到来につながりました。そのソ連も1991年12月には崩壊しました。

その間、EEC加盟国は新しい条約の交渉を行っていました。1991年12月に欧州理事会（EU首脳会議）がオランダのマーストリヒトで採択した条約です。マーストリヒト条約とも呼ばれるこの条約により、既存の共同体体制に外交や域内の治安分野などでの政府間協力が加えられ、欧州連合（EU）が創設されることになりました。マーストリヒト条約は1993年11月1日に発効しました。

8.

1995年にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンの3カ国が新たにEUに加盟し、加盟国数は15カ国となりました。一方、グローバル化の波は欧州にも押し寄せ、さまざまな難題が浮上しました。新しい技術や増え続けるインターネットの利用は経済の近代化につながる一方、社会的・文化的緊張をももたらしました。また、悪化する失業率や増大する年金費用が加盟国の経済を圧迫し、これらにより改革が一層必要になりました。こうした問題の実効的解決を政府に求める有権者の声は各国でますます大きくなりました。

そのためEUの指導者は2000年3月に「リスボン戦略(Lisbon Strategy)」という、EUが世界市場で米国や新興工業国をはじめとする主要な市場参加者と競争できる力をつけるための戦略を採択しました。同戦略は、イノベーションと事業投資の促進を目指し、加えて、欧州の教育制度を情報社会のニーズに応える内容にすることにも主眼を置いていました。

EUは同時に、事業者・消費者・旅行者の生活をより容易で便利なものにする単一通貨の導入に向け、前例を見ない大事業に取り組みました。2002年1月1日に12のEU加盟国でユーロが各国通貨に取って代わったのです。ユーロ圏の誕生です。現在、ユーロは米ドルに並ぶ主要な国際通貨となっています。

9.

1990年代半ばには、旧ソビエト圏の6カ国（ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア）、旧ソ連の一部であったバルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）、旧ユーゴスラビア連邦の1カ国（スロヴェニア）および地中海の2カ国（キプロス、マルタ）が加盟申請を行い、史上最大規模となるEU拡大の準備が始まりました。

EUはこのような展開を、欧州大陸に安定をもたらし、新生民主主義国家にも欧州統合の恩恵を広める機会としてとらえ、歓迎しました。加盟交渉は1997年12月に始まり、2004年5月1日には加盟候補国のうち10カ国がEU加盟を果たし、2007年1月1日にブルガリアとルーマニアが加盟したことで、EUは27カ国となりました。その後2013年7月1日には、クロアチアが28番目の加盟国となりました。

10.

拡大EUが21世紀の複雑な課題に取り組むには、より簡潔で効率的な共同決定手法が必要となります。EU憲法の草案（2004年10月調印）では、すべての既存条約に取って代わる新たな取り決めが提案されました。しかし、2005年に2カ国が国民投票で批准を否決したため、EU憲法はリスボン条約（2007年12月13日調印、2009年12月1日発効）に取って代わられることになりました。リスボン条約は既存条約を置き換えるのではなく、改定する形をとっています。また、同条約にはEU憲法が唱えた改革（欧州理事会常任議長やEU外務・安全保障政策上級代表職の創設など）の多くが盛り込まれています。

- ▶ 欧州連合（EU）は、その加盟条件となっている民主的、政治的および経済的基準を満たすすべての欧州諸国に門戸を開放しています。
- ▶ 幾度かの拡大を経て（直近では 2013 年）、EU の加盟国数は 6 カ国から 28 カ国へと増えました。2013 年現在、8 カ国が加盟交渉中（アイスランド、モンテネグロ、トルコ）もしくは加盟準備段階にあります。
- ▶ 新規加盟国との加盟条約には EU 全加盟国の承認が必要となります。また、拡大に先立ち、EU に新規加盟国を受け入れる能力があるか、受け入れ後も EU 諸機関が適切に機能し続けるかを検証する必要もあります。
- ▶ EU の拡大は、より強固で安定的な民主主義および安全保障環境を欧州にもたらし、貿易や経済成長の潜在的の可能性を高めています。

I. 大陸の統合

(a) 28 カ国の欧州連合

2002 年 12 月にコペンハーゲンで開かれた欧州理事会（EU 首脳会議）は、欧州統合の歴史の中でも極めて重要な一歩を踏み出しました。欧州連合（EU）が 12 の国々に加盟の道を開いたという事実は、単に地理的範囲が広がる、あるいは人口が増えるということではなく、1945 年以来続いてきた欧州大陸の分断に終止符を打つことを意味しました。つまり、民主的な自由を享受できずにいた欧州諸国が、何十年もの時を経て、ついに民主的な国家の仲間の下に戻ったのです。チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアが、地中海諸国であるキプロス、マルタとともに、2004 年に EU 加盟を果たし、2007 年にはブルガリアとルーマニアが加わりました。2013 年にはクロアチアが 28 番目の加盟国となりました。これらの国々は今では、EU の創設者たちが着想した極めて重大なプロジェクトの一員となっています。

(b) 交渉中の国

北大西洋条約機構（NATO）の加盟国であり、長年、EU と連合協定を結んでいるトルコが EU に加盟申請を行ったのは 1987 年のことです。トルコの地理的な位置やそれまでの政治のあり方が原因となって、申請の受諾には長い時間がかかりましたが、ついに 2005 年 10 月、トルコとの間で加盟交渉が始まりました。中には、トルコが EU に加盟するか否か、あるいは加盟すべきか否かについて、疑問を呈している加盟国もあります。2008 年の金融危機により大きな打撃を受けたアイスランドは 2009 年に EU 加盟申請を行い、2010 年 7 月に加盟交渉が始まりました。モンテネグロとの加盟交渉は 2012 年 6 月に開始されました。2014 年 1 月にはセルビアとの加盟交渉が開始される予定です。

(c) 西バルカン諸国

その大半がかつてユーゴスラビア連邦を構成していた西バルカン諸国は、経済の再建を加速し、長期にわたる民族紛争や宗教戦争で傷ついた互いの関係を改善し、民主的な制度を確かなものにするため、EU に支援を求めるようになりました。EU は 2005 年にマケドニア旧ユーゴスラビア共和国に、また 2010 年 12 月にはモンテネグロに、候補国の地位を付与しました。このほかにも、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビアなどが潜在的な加盟候補国となっています。潜在的加盟候補国と EU の間では、加盟協議につながる道筋をつけるべく安定化・連合協定（Stabilisation and Association Agreement）が個々に結ばれています。2008 年 2 月 18 日に独立宣言を行ったコソボも正式な加盟候補国になれるかもしれません。なお 2013 年 7 月、クロアチアが西バルカン諸国としては初めて EU に加盟を果たしています。

したがって、EUの加盟国数は2020年までに現在の28カ国から35カ国にまで増加する可能性があります。そうなれば、今後10年の間に大規模な拡大プロセスが再び起こり、おそらくはEUの仕組みにさらなる変更が求められることになるでしょう。

II. 加盟条件

(a) 法的要件

欧州の統合は政治的・経済的プロセスであり、基本条約に調印し、EUの法体系を総体として受容する用意のできている欧州の国すべてに開かれています。これは統合プロセスが始まって以来、現在に至るまで変わることのない点です。リスボン条約第49条によると、「自由」、「民主主義」、「人権と基本的自由の尊重」、「法の支配」の諸原則を順守尊重していることを条件に、欧州のすべての国家はEUに加盟申請を行うことができます。

(b) 「コペンハーゲン基準」

1993年、旧共産主義国家からEUへの加盟申請を受けた欧州理事会は、それらの国がEUに加盟するために満たさなければならない3つの基準を定めました。新規加盟国は、加盟時までに次の条件を満たすことが求められます。

- ▶ 「民主主義」、「法の支配」、「人権およびマイノリティの尊重と保護」を保障する安定した制度が確立していること
- ▶ 機能する市場経済、およびEU内の競争圧力と市場諸力に対応できる能力を備えていること
- ▶ EUの目的を支持することを含め、EU加盟国の義務を履行する能力を有するとともに、EUの法律を実践的に適用かつ運用できる行政制度を有していること



「アドリア海の真珠」と称されるクロアチアのドブロブニク
—クロアチアは最新の EU 加盟国

(c) 加盟プロセス

加盟協議（加盟交渉）は各加盟候補国と EU を代表する欧州委員会の間で行われます。交渉が完了した後、加盟の承認は、EU 理事会（閣僚理事会）が全会一致で決定しなければなりません。さらに欧州議会が絶対多数の賛成で承認する必要もあります。EU の全加盟国と候補国はそれぞれの憲法手続きに従って加盟条約を批准します。

交渉期間中、加盟候補国は通常、既加盟国との経済格差を是正するための「加盟パートナーシップ」支援を受けます。また多くの場合、EU との間で安定化・連合協定を締結します。同協定に基づき、EU は、加盟条件を満たすために候補国が実施しなければならない経済・行政改革の進捗状況を直接監視します。

III. EUはどこまで拡大するのか

(a) 地理的境界

大半の加盟国でEU憲法条約をめぐる巻き起こった議論により、EUの境界線をどこに引くべきなのかについて、またEUのアイデンティティについてさえ、人々の多くが懸念を抱いていることが明らかになりました。特に、地政学的または経済的な利害に関する各国の見解が異なるため、これらの問題に単純な答えを見出すことはできません。バルト諸国やポーランドはウクライナのEU加盟を支持していますが、それではウクライナの近隣諸国についてはどうなのでしょう。ベラルーシの政治情勢やモルドバの戦略的位置付けにも問題があります。トルコがEU加盟を果たせば、アルメニアやグルジアなどのコーカサス諸国も受け入れるべきなのか、という疑問が起きるでしょう。



EUは近隣諸国が経済の基盤を築けるよう財政支援で後押ししている

ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイスは、加盟条件を満たしてはいるものの、国内世論の反対を受け、EUには加盟していません。

境界線をどこに落ち着かせるのかについては、各加盟国内の世論もさまざまです。仮に民主的価値を基準から外し、地理的基準のみを適用するとすれば、EU機関ではない欧州評議会（Council of Europe）のように、最終的にロシアを含む47の加盟国を擁するようになるかもしれません。しかしロシアが加盟すれば、政治的にも地理的にもEUにとって受け入れがたい不均衡が生じることは明らかです。

EUの法体系を総体として受け入れることができ、ユーロを採用する用意ができていないことを条件に、欧州のすべての国に加盟申請を認めるとというのが賢明なアプローチとなるでしょう。欧州の統合は1950年以降続く継続的プロセスです。境界線を完全に固定する試みは、いかなるものであれ、そうしたプロセスに逆行する動きとなります。

(b) 近隣政策

EUの境界線は2004年と2007年の二度の拡大で東と南へさらに伸び、新たな近隣諸国とどのような関係を築くのかが問われるようになりました。安定と安全に問題を抱える地域と隣接するEUにとって、EUと近隣地域とを新たに分断するような状況は望ましいものではありませんでした。例えば、不法入国、エネルギー供給の断絶、環境劣化、国際的な組織犯罪、テロといった、安全保障に対する新たな脅威に立ち向かうための行動を起こす必要があったのです。そこでEUは、東はアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ、南はアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、パレスチナ被占領地、シリア、チュニジアとの関係を定めた欧州近隣政策（European Neighbourhood Policy=ENP）を新たに策定しました。

こうした国々の大半はEUとの間でパートナーシップ協力協定または連合協定（Association Agreements）を個別に結び、協定の下、「民主主義」、「人権」、「法の支配」といった共通の価値を尊重する立場を明らかにするとともに、市場経済、持続可能な発展、貧困の削減に向け、前進することを約束しています。一方、EUは、財政・技術・マクロ経済支援や数々の開発支援を提供し、査証（ビザ）要件の緩和も実施しています。

地中海南岸諸国については、1995年以降、バルセロナ・プロセス（後のEU・地中海パートナーシップ）を通して、政治・経済・外交面での関係が築かれてきました。EU・地中海パートナーシップは2008年7月にパリで開かれた首脳会議で「地中海沿岸諸国のための連合（Union for the Mediterranean）」として生まれ変わりました。この連合には現在、EUの28加盟国と地中海南岸地域および中東の15のパートナー諸国が参加しています。

地中海と中東の2つの国家集団への財政支援は、欧州近隣パートナーシッププログラム（European Neighbourhood and Partnership Instrument=ENPI）により運営されています（ENPIの2007年～2013年の総予算は約120億ユーロ）。

- ▶ 欧州連合（EU）加盟国の首脳は、欧州理事会において、EUの全般的な政治的方向性を定め、重要課題について主たる決定を下します。
- ▶ 加盟国の閣僚からなるEU理事会は、政策を決定し、EUの法律を制定するため頻繁に開催されます。
- ▶ 市民を代表する欧州議会は、立法および予算に関する責任をEU理事会と共有します。
- ▶ EU共通の利益を代表する欧州委員会はEUの主たる行政機関です。法案を発議し、EU政策の適切な実施を担保します。

I. 意思決定機関

欧州連合（EU）は単なる国家の同盟でもなければ、連邦国家でもありません。実際、EUの構造は従来の法的分類のどれにも当てはまりません。EUは歴史的に類を見ない存在であり、EUの意思決定の仕組みは過去約60年の間、進化し続けてきました。

EUの法体系の中で「一次法」として知られている基本条約が、EU市民の日常生活に直接影響を与える膨大な「二次法（派生法）」の基礎となっています。二次法は、主として、EUの諸機関によって採択された規則（Regulation）、指令（Directive）および勧告（Recommendation）で構成されます。

これらの法律およびEUの政策一般は、各国政府を代表する「EU理事会（閣僚理事会）」、市民を代表する「欧州議会」、加盟国政府から独立した機関として欧州全体の利益を代表する「欧州委員会」——の3つの機関が決定します。EUではこれらのほかにもさまざまな組織・機関が活動しています（後述）。

(a) 欧州理事会（The European Council）

欧州理事会は全EU加盟国の首脳（大統領か首相）および欧州委員会（後述）委員長をメンバーとする最高政治機関であり、EU首脳会議とも呼ばれています。会合は通常、年に4回、ブリュッセルで開かれます。欧州理事会には常任の議長がいて、その役割は、欧州理事会の活動の調整を図り、継続性を担保することです。常任議長は欧州理事会メンバーの特定多数決方式（Qualified Majority）による投票で選出されます。任期は2年半で、再選は1回のみ可能です。現在は2009年12月1日に初代常任議長に就任したベルギーのヘルマン・ヴァンロンプイ元首相が再選の上、議長を務めています。

欧州理事会は、EUの目標と目標達成の道筋を定め、主要なEU政策の取り組みを推進し、EU理事会（後述）で合意が形成されなかった複雑な問題に決定を下します。欧州理事会はまた、加盟各国の外交政策を調整する共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy=CFSP）を通じて、EUが現在直面する国際問題に取り組んでいます。

(b) EU 理事会 (The Council of the European Union)

EU 理事会は加盟各国政府の閣僚で構成され、閣僚理事会 (Council of Ministers) とも呼ばれています。議長国は加盟国が半年ごとの輪番制で務めます。すべての EU 理事会の会合には各加盟国から閣僚が 1 名ずつ出席します。どの閣僚が出席するかは議題 (外交問題、農業、産業、運輸、環境など) によって決まります。

EU 理事会の主たる役割は EU の法律を成立させることであり、通常は、欧州議会とこの責任を共有します。EU 理事会と欧州議会は予算の採択に関しても同等の責任を担っています。EU 理事会はまた、欧州委員会が交渉した国際協定の調印を行います。

リスボン条約に基づき、EU 理事会における議決は、案件に応じて、単純多数決、加重票を用いた特定多数決、もしくは全会一致のいずれかの方法で行われます。

税制、基本条約の改正、新しい共通政策の導入、新規加盟国の承認といった重要事項の決定は全会一致が原則となっています。

上記以外のほとんどの場合には特定多数決が用いられます。すなわち法案を採択するには一定数の賛成票が集まらなければなりません。各加盟国に割り当てられる加重票 (持ち票) は大まかに人口を反映しています。

議案の採択には次の要件が満たされる必要があります (クロアチアが加盟した 2013 年 7 月 1 日から 2014 年 11 月 1 日までの期間)。

- ▶ 全 352 票のうち少なくとも 260 票 (73.86%) の賛成票を得ること
- ▶ 全 28 加盟国の過半数が賛成であること
- ▶ 賛成国人口の合計が EU 全人口の 62% 以上であること



より民主的な欧州—リスボン条約により
欧州市民は新たな法律を提案することができるようになった

リスボン条約には、2014年11月1日以降はより単純な採択方式が採用されると定められています。すなわち、加盟国の55%（15カ国以上）が賛成し、かつ賛成国人口の合計がEU全人口の65%以上を占めている場合、当該議案は採択されます。

(c) 欧州議会 (The European Parliament)

欧州議会はEU市民を代表する機関で、EUの活動を監督するほか、法令を制定する権限をEU理事会と共有しています。議員は1979年以降、5年に1回の直接普通選挙で選出されています。

前回の選挙は2009年6月に行われ、ポーランドのイエジ・ブゼク元首相（欧州人民党）が2年半の任期で議長に選出されました。現在の議長はドイツ出身のマルティン・シュルツ議員（欧州社会党）が務めています。



欧州議会——市民の意見を反映する場

主要議題は、原則すべての議員が出席する月例議会、すなわち本会議で議論されます。通常、本会議はストラスブール（フランス）、その他の会議はブリュッセルで開かれます。欧州議会議長と各政党グループの代表は議長・政党グループ代表会議（Conference of Presidents）で本会議の議題を決め、20の委員会では本会議で議論される修正法案を起草します。これらの準備作業も通常はブリュッセルで行われます。議会の日常的な事務はルクセンブルクとブリュッセルに置かれている事務総局が担当します。各政党グループもそれぞれに事務局を備えています。

加盟国別の欧州議会議席数（2013年のクロアチア加盟後）
 （自国語での国名のアルファベット順）

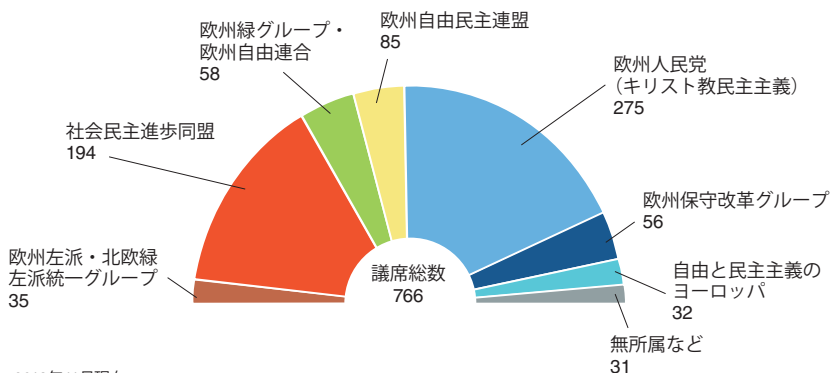
ベルギー	22	リトアニア	12
ブルガリア	17	ルクセンブルク	6
チェコ	22	ハンガリー	22
デンマーク	13	マルタ	5
ドイツ	99	オランダ	25
エストニア	6	オーストリア	17
アイルランド	12	ポーランド	50
ギリシャ	22	ポルトガル	22
スペイン	50	ルーマニア	33
フランス	72	スロヴェニア	7
クロアチア	12	スロヴァキア	13
イタリア	72	フィンランド	13
キプロス	6	スウェーデン	18
ラトビア	8	英国	72
議席総数			766

注：2014年の次期選挙にて、総議席数を751に減らすことが決まっている。

欧州議会は次の2つの方法でEUの立法手続きに参加します。

- ▶ **共同決定 (co-decision)：「通常立法手続き (ordinary legislative procedure)」**
 で取られる決定方式です。欧州議会は、EU理事会で特定多数決が用いられるすべての政策分野での立法責任をEU理事会と同等に担っています。リスボン条約発効により、特定多数決が用いられる政策分野は、EU法令の95%に及んでいます。EU理事会と欧州議会は第一読会ですぐに合意できることもあります。第二読会でも合意に達しなかった法案は調停委員会に付されます。
- ▶ **同意手続き (assent procedure)：**EU拡大の際の新規条約のほか、欧州委員会が交渉した国際協定には議会の承認が必要となります。

欧州議会の政党グループ別議席数



2013年11月現在

欧州議会は欧州委員会が提出した予算案の採択に関しても EU 理事会と平等に責任を共有します。議会には予算案を全体として拒否する権限があり、過去何度かその権限を行使しています。その場合は予算編成手続き全体がやり直しとなります。議会は予算権限の行使により、EU の政策立案に大きな影響を及ぼします。

欧州議会が EU 全体——特に欧州委員会——に対し民主的監督機能を果たしていることも重要な点です。5年に一度、欧州委員会委員が新たに任命される際、同じ年の早い時期に改選される欧州議会は、欧州理事会が指名した欧州委員会委員長を単純多数決で承認もしくは拒否することができます。直近の欧州議会選挙の結果がこの過程に反映されることは自明の理です。議会は新たな欧州委員会を全体として承認するか否かを票決する前に、各委員に対し聴聞を行います。

欧州議会は不信任動議を可決することで、いつでも欧州委員会の委員を総辞職させることができます。ただし可決には3分の2の議員の賛成が必要となります。議会は欧州委員会や EU 理事会に口頭または書面で質問し、回答を求めることで、EU の政策の日常的運営を監督します。

(d) 欧州委員会 (The European Commission)

EU の主要機関のひとつとして機能する欧州委員会は新規法案を策定する唯一の権限を持ちます。EU 理事会と欧州議会は委員会が送付した法案を議論し、採決します。

各委員の任期は 5 年で、任命には各加盟国の合意と欧州議会の承認（前述）が必要です。欧州委員会は欧州議会に対して説明責任を負い、議会が不信任動議を可決した場合には総辞職しなければなりません。

委員長と EU 外務・安全保障政策上級代表（副委員長のうち 1 名が務める）を含め、委員の人数は各加盟国につき 1 名です。

2010 年 2 月 9 日、欧州議会は新たな欧州委員会を承認し、ポルトガルのジョゼ・マヌエル・バロゾ元首相が委員長に再任されました（任期 5 年）。

欧州委員会は、任務を遂行する上で相当な独立性を有しています。EU の共通利益のために行動することを義務づけられているため、いかなる加盟国政府の意向にも左右されることがあってはなりません。欧州委員会は「基本条約の守護者」として、EU 理事会と欧州議会で採択された規則や指令が加盟国できちんと実施されているかどうかを監視します。もしも適正に執行されていない場合、違反者を EU 司法裁判所に提訴し、EU 法の順守を求めることができます。

EU の行政機関としての欧州委員会は、共通農業政策（Common Agricultural Policy=CAP）などの分野に関する EU 理事会の決定を実行に移します。研究開発、海外援助、地域開発などの EU 共通政策を運営する広範な権限を有し、これらの政策の予算も管理します。

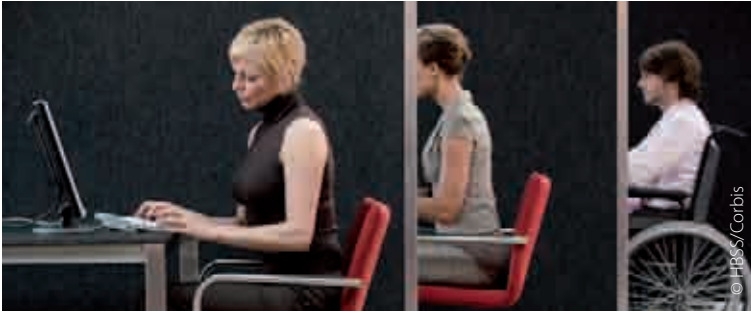
欧州委員会には行政事務をつかさどる 44 の部局があり、そのほとんどがブリュッセルかルクセンブルクに置かれています。このほか、委員会の下で特定の業務を遂行する機関もいくつか設けられています。そうした機関の大半は、ブリュッセルとルクセンブルク以外の都市に拠点を構えています。

(e) EU 司法裁判所 (The Court of Justice of the European Union)

EU 司法裁判所には各加盟国から判事が 1 名ずつ任命され、8 名の法務官が判事を補佐します。裁判所はルクセンブルクにあり、判事と法務官は加盟国政府の合意によって任命されます。任期は 6 年ですが、再任が認められています。判事はいかなる場合でも公平・中立の立場を維持します。EU 司法裁判所は、EU 法の順守と基本条約の適切な解釈・適用を保障する役割を担っています。

(f) 欧州中央銀行 (The European Central Bank)

欧州中央銀行（ECB）は、単一通貨ユーロの管理と EU の金融政策を担当します（第 7 章「ユーロ」参照）。本部はドイツのフランクフルトに置かれ、ユーロ圏内の物価安定を維持することを主たる任務としています。リスボン条約の下で EU 機関としての地位が付与されています。



障害を持つ労働者への差別禁止を確認するなど、EU 司法裁判所は EU 法が確実に順守されることを確保する

(g) 欧州会計監査院 (The European Court of Auditors)

欧州会計監査院は 1975 年にルクセンブルクに設置され、各加盟国 1 名の委員で構成されます。委員は、欧州議会の諮問を経て加盟国間の合意により任命され、その任期は 6 年です。会計監査院は、EU 予算の歳入・歳出すべてについて、適法・適正な会計処理が行われているか、また財務管理が健全であるかを監査します。

II. その他の機関

(a) 欧州経済社会評議会 (The European Economic and Social Committee)

一部の政策分野に関する決定を行う際に、EU 理事会と欧州委員会は欧州経済社会評議会 (EESC) に意見を求めます。EESC はさまざまな経済的・社会的利益団体を代表する評議員で構成されています。これらの利益団体は「組織された市民社会 (organised civil society)」と包括的に呼ばれています。評議員の任期は 5 年で、EU 理事会により任命されます。

(b) 地域委員会 (The Committee of the Regions)

地域委員会は地域・地方政府の代表者により構成される機関で、委員は加盟国の人選案に基づいて EU 理事会が 5 年任期で任命します。EU 理事会と欧州委員会は各地域・地方の利害が関係する案件について地域委員会に諮問しなければなりません。地域委員会が率先して意見を表明することもあります。

(c) 欧州投資銀行 (The European Investment Bank)

ルクセンブルクに本部を持つ欧州投資銀行 (EIB) は、EU 内の低開発地域の支援や企業の国際競争力向上に関するプロジェクトへの融資や保証を行っています。

- ▶ 欧州連合（EU）は、EUとして行動することが加盟国の利益となる広範な政策分野に関与しています。これには、以下の政策が含まれます。
 - 環境保護・研究開発（R&D）・エネルギーなどの分野に最先端の技術をもたらすイノベーション政策
 - 地域・農業・社会問題に関する連帯政策（または結束政策）
- ▶ EUは、これらの政策を年間予算で賄うことで加盟国政府の行動を補完し、各国の取り組みの価値を高めています。EUの年間予算は加盟各国の富の総和と比べれば小規模で、全加盟国の国民総所得（GNI）合計の1.23%を上限としています。

I. イノベーション政策

欧州連合（EU）の活動は、環境保護、公衆衛生、技術革新、エネルギーなど、社会が直面している現実的な課題への取り組みを通じて、市民の日常生活に影響を及ぼします。

(a) 環境と持続可能な発展

EUは気候変動の阻止を目指して、温室効果ガス排出量の削減に本腰で取り組んでいます。2008年12月に開かれた欧州理事会（EU首脳会議）は、2020年までに、EUの温室効果ガス排出量を1990年比で最低20%削減し、再生可能エネルギーの市場占有率を20%に引き上げ、全エネルギー消費量を20%削減することに合意しました。また、輸送燃料の10%をバイオマス、電力または水素由来とすることにも合意しました。

2009年12月19日にデンマークのコペンハーゲンで開かれた気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）首脳級会合の場でEUは、他の主要国・地域も同じ目標を採択するよう求めましたが、一部の同意を得るにとどまりました。世界全体の気温の上昇を産業革命以前に比べ平均で摂氏2度以下に抑える必要があるとの認識は全締約国の間で共有されましたが、この目標の達成に締約国が一体となって取り組むという保証はありません。しかしながら、EUは、先進国が途上国の気候変動対策に200億ユーロの資金を供与するという取り決めを確保することに成功しました。



気候変動対策や持続可能な発展の推進で先頭に立つ EU

EUはこのほかにも、騒音、廃棄物、自然生息地の保護、排ガス、化学物質、産業災害、遊泳水域の衛生など、幅広い分野で環境問題に取り組んでいます。原油流出や森林火災といった人的災害や自然災害の予防に向けた共同の取り組みも現在計画されているところです。

公衆衛生向上のための法改正も継続的に進められています。例えば、化学物質に関する EU の法律が改定された結果、それまで断片的に存在していた多くの規則に代わり REACH（Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals）という新たな単一の制度が設けられ、化学物質の登録・評価・認可が包括的に取り扱われるようになりました。この制度では、ヘルシンキにある欧州化学品機関（European Chemicals Agency）が 2008 年の業務開始以来管理する中央データベースが活用されています。REACH の下で、欧州産業の競争力を維持しつつ、大気、水、土壌、建築物の汚染を防止し、生物多様性を保全し、EU 市民の健康と安全を向上することが目指されています。

(b) 技術革新

EU の創設者たちは賢明にも、EU の将来の繁栄のためには、技術分野で世界をリードし続けることが重要であると考えていました。彼らはまた、欧州規模で共同研究を行う利点を認識していました。そのため、1958 年の欧州経済共同体（EEC）の設立と同時に、欧州原子力共同体（ユーラトム）も設立したのです。ユーラトムの目的は、共同研究センター（Joint Research Centre=JRC）の支援の下、加盟国が共同で原子力の平和的利用に取り組むことです。JRC はベルギーのゲール、ドイツのカールスルーエ、イタリアのイスプラ、オランダのペテン、スペインのセビーヤの 5 カ所にある計 7 つの研究施設で構成されています。

国際競争がますます熾烈になる中、欧州では研究活動においても多様性が求められるようになり、国の枠を越えた研究プログラムが必要となりました。できるだけ多くの領域・分野から科学者を集め、彼らが研究成果を実用化できるよう支援を提供する必要が生まれたのです。

EU レベルの共同研究は、各加盟国の研究プログラムを補完するものと位置づけられており、複数の加盟国にある多数の研究施設が参加することのできるプロジェクトに主眼を置いています。またこの共同研究は、潜在的に無尽蔵で、21 世紀の新たなエネルギー源となる可能性を持つ、制御熱核融合などの分野で



欧州独自の衛星航法システム「ガリレオ」の開発など
EU はイノベーションと研究活動を大いに推進

の基礎研究を支援します。さらには、電子工学やコンピュータなどの、EU 域外諸国との競争が激化している主要産業における研究技術開発も促進します。

EU は域内の国内総生産（GDP）の合計の 3% を研究分野に投じることを目指しています。投入の主な手段となっているのが「枠組み計画」で、第 7 次研究開発枠組み計画（2007 年～ 2013 年）では 500 億ユーロを超える予算の大半が、健康、食品と農業、情報通信技術、ナノサイエンス、エネルギー、環境、運輸、安全保障と宇宙開発、社会経済学といった分野に割かれています。このほかにも、最先端研究分野での国際協力を促進するプログラムや、研究者の研究活動やキャリア形成を支援するプログラムもあります。2014 年からは新たな研究イノベーション枠組み計画「ホライズン 2020」が開始します。

(c) エネルギー

EU 域内で消費されるエネルギーの 8 割は、石油・天然ガス・石炭などの化石燃料によって供給されています。EU 域外から輸入される化石燃料の割合は大きく、さらに増えつつあります。現在、EU は天然ガスと石油の 5 割を輸入に依存しており、この値は 2030 年には 7 割に達する可能性もあります。そうなれば、EU は、国際危機に起因する供給削減や価格上昇の被害を一層受けやすくなるでしょう。それとは別に、地球温暖化の流れを逆転させるためにも、化石燃料の消費は減らすべきです。

今後は、省エネのため賢く使用することや、代替エネルギー源の開発（特に欧州では再生可能エネルギー源）、国際協力の拡充など、さまざまな施策が必要となるでしょう。欧州では太陽光・風力・バイオマス・原子力といったエネルギー分野での研究開発が重点的に進められています。二酸化炭素回収・貯蔵（CCS）技術開発や水素燃料電池車の商業化促進のための試験計画も実施されています。また、EU は、低公害型航空機の開発を支援する「クリーンスカイ」共同技術開発計画（“Clean Sky” Joint Technology Initiative）に 16 億ユーロの予算を割り当てています。

II. 連帯政策

単一市場（第 6 章「単一市場」参照）が適切に機能するには市場の不均衡を是正する必要があります。EU の連帯政策の目的はまさにこの不均衡の是正にあり、低開発地域や経済的問題を抱える部門に支援の手を差し伸べています。また、急速に激化する国際競争に大打撃を受けた産業の再編を支援することも EU が果たすべき役割のひとつとなっています。

(a) 地域支援

地域政策の下、EU は後進地域の開発支援や衰退工業地域の再活性化、また若者や長期失業者の就労支援、農業の近代化、困窮する農村に対して資金を援助しています。

2007年～2013年の地域支援施策には次の3つの目標を達成するための資金が割り当てられています。

- ▶ **収れん**：この目標の狙いは、最も開発が遅れている国や地域の経済成長・雇用問題を改善し、早くEUの平均に追いつけるよう支援することにあります。具体的には、物的・人的資源、イノベーション、知識型社会、適応性、環境、行政の効率化への投資が行われています。
- ▶ **地域競争力強化と雇用拡大**：ここでの狙いは、最も開発が遅れている地域以外の地域の競争力や雇用水準、魅力を高めることにあります。これらは、経済や社会の変化の予測、イノベーションや起業活動、環境保護、アクセス、適応能力、包括的雇用市場の促進により実現されます。
- ▶ **欧州地域協力 (European territorial cooperation)**：国境を越えた多国間・地域間協力の推進を目指し、都市・農村・沿岸地域の開発といった分野における問題に対し、近隣国・地域の当局が協働で解決策を見いだすための支援を提供しています。例えば、ドナウ川流域やバルト海沿岸の国・地域の当局は協力して、当該地域の持続可能な開発に向けた共通戦略を策定しています。

これら3つの目標を達成するための資金はEUの目的別基金を通じて提供されます。そうした基金は「構造基金 (Structural Funds)」と呼ばれ、民間部門や中央・地方政府による投資を補完、促進する役割を果たしています。

- ▶ **欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund=ERDF)**：後進地域を対象に、地域開発プロジェクトへ融資を行い、経済の活性化を支援するための基金。衰退工業地域の再開発支援も行われています。
- ▶ **欧州社会基金 (European Social Fund=ESF)**：職業訓練に融資し、就労を支援するための基金。

構造基金のほかに、1人当たりGDPがEU域内平均90%未満の加盟国における交通インフラの整備や環境保全に資金援助を行う「結束基金 (Cohesion Fund)」もあります。

(b) 共通農業政策と共通漁業政策

1957年に調印されたローマ条約には、農業従事者に一定の生活水準を保障し、市場を安定させ、農産物を適正価格で消費者に届け、農業インフラを近代化するという目標が定められていました。これらの目標は現在、おおむね達成されています。それだけではなく、農産物は消費者に安定的に供給され、農産物価格も世界市場での変動に影響されることなく安定するようになりました。欧州農業保証基金（European Agricultural Guarantee Fund=EAGF）と欧州農村振興農業基金（European Agricultural Fund for Rural Development=EAFRD）の2つの基金が共通農業政策（Common Agricultural Policy=CAP）を支えています。

CAPはこのように成功を収めました。同時に、成功が裏目に出る状況も生まれました。消費を上回る生産の伸びがEUの財源に大きくなってきたのです。そのため農業政策の見直しが必要となりました。現在では改革の成果が表れ始め、生産は抑制されつつあります。



安全で高品質な食物の提供が求められる農業

農村の新しい役割は、それぞれの地域で一定の経済活動を保障し、欧州の農村地帯の多様性を保護することとなりました。この多様性と「農村型の生活（rural way of life）」、つまり、大地と調和した生活の尊重は、欧州のアイデンティティの重要な要素となっています。さらに欧州の農業は、気候変動に歯止めをかけ、野生生物を保護し、世界に食料を供給する上でも重要な役割を担っています。

欧州委員会は世界貿易機関（WTO）においてEUを代表して国際交渉にあたっています。EUはWTOに対し食品の品質、予防原則（「念には念を」）、動物の福祉に一層の重点を置くよう求めています。

欧州委員会はさらに、欧州の農業を持続可能なものとし、市場変動の影響から農業従事者を十分保護し、生物多様性を維持し、地域の特産品を保護することを2013年以降のCAPの優先事項とするよう求めています。

共通漁業政策（Common Fisheries Policy=CFP）の改革も始まっています。絶滅の危機にひんしているクロマグロなどの種の資源を維持し、漁船の過剰漁獲能力を抑制することを改革の主たる目的とし、同時に漁業離職者への財政支援も行っています。

(c) 社会的側面

EUの社会政策の狙いは、欧州社会における著しい不平等を是正することです。雇用の創出を促進し、労働者がより容易に職種や就業場所を変えられるようにするため、1961年にESFが設立されました。

欧州の社会状況の改善を目指すためEUが取っている方策は、財政支援だけではありません。景気後退や地域開発の遅れが引き起こす問題のすべてを、財政援助のみによって解決することはできません。活発な経済成長の成果として、何よりも社会の進歩が促進されなければなりません。これは、確固とした基本的権利を保障する法令によって支えられています。そのうちの一部、例えば、同一価値の労働について男女が同一の報酬を受け取る権利（男女同一賃金の原則）は、基本条約に明示されています。その他の権利は、労働者保護（職場の衛生と安全）や安全基準に関する指令に定められています。

1997年のアムステルダム条約（改正欧州連合条約）に組み込まれた「労働者の基本的社会権に関する憲章（Charter of Fundamental Social Rights for Workers）」では、EU域内の全労働者が有する権利—すなわち、移動の自由、公正な賃金、労働条件の改善、社会的保護、団結権・団体交渉権、職業訓練、男女均等待遇、労使対話（情報開示・協議・参加）、職場における保健・安全、子ども・高齢者・障害者の保護—が定められています。

III. EU政策のための財源：EUの予算

EUは政策の遂行を賄うための年間予算を有しています(2010年は1,400億ユーロ超)。予算の源はEUの「独自財源(own resources)」と呼ばれ、各加盟国の国民総所得(GNI)の合計の1.23%が上限として定められています。

EUには主に次の独自財源があります。

- ▶ 農産品を含む輸入品に課される関税
- ▶ EU全域で商品やサービスに課される付加価値税(VAT)の一定割合
- ▶ 各加盟国の相対的な富裕度に応じて決定される「分担拠出金」

各年の予算は、「多年次財政枠組み(Multiannual Financial Framework)」と呼ばれる7カ年予算の一部を構成します。この財政枠組みは欧州委員会が作成し、全加盟国の承認および欧州議会との交渉と合意を必要とします。次期「多年次財政枠組み」の対象は2014年～2020年です。

2010年予算の歳出内訳

- ▶ 競争力と結束：640億ユーロ(構造基金、結束基金、研究計画、欧州横断運輸・エネルギーネットワーク整備など)
- ▶ 天然資源管理：600億ユーロ(主に農業・農村開発向け)
- ▶ 「市民権・自由・安全・司法」(第10章「自由・安全・司法の欧州」参照)：16億ユーロ
- ▶ 海外援助や貿易などのグローバルなパートナーとしてのEU：80億ユーロ
- ▶ 運営費：80億ユーロ

EUと加盟国の分担責任

EU が単独で権限を持つ分野

- ▶ 関税同盟
- ▶ 単一市場内の競争に関する規則
- ▶ ユーロ圏の金融政策
- ▶ 共通漁業政策の対象となる海洋生物資源の保護
- ▶ 共通商業政策
- ▶ 国際協定の締結（EU 法に規定がある場合）

EU と加盟国が権限を共有する分野

- ▶ 単一市場
- ▶ リスボン条約が定める社会政策
- ▶ 経済的・社会的結束
- ▶ 農業・漁業（海洋生物資源の保護は除く）
- ▶ 環境
- ▶ 消費者保護
- ▶ 運輸
- ▶ 欧州横断ネットワーク
- ▶ エネルギー
- ▶ 「自由・安全・司法の領域」の創設
- ▶ リスボン条約が定める公衆衛生関連の共通安全課題
- ▶ 研究、技術開発、宇宙
- ▶ 開発協力、人道支援

加盟国が引き続き権限を有し、EU が支援・調整を行う分野

- ▶ 人の健康の保護・増進
- ▶ 産業
- ▶ 文化
- ▶ 観光
- ▶ 教育、職業訓練、青年、スポーツ
- ▶ 市民保護
- ▶ 行政協力



- ▶ 単一市場は、欧州連合（EU）が達成した最も重要な成果のひとつです。加盟国間の貿易や自由競争を妨げる規制は段階的に撤廃され、生活水準の向上に寄与しています。
- ▶ 単一市場はまだ単一経済圏を形成する段階には至っていません。公共サービスをはじめとする一部の部門は今でも加盟国の国内法の適用を受けています。サービスの自由化は経済活動の活性化につながるため、有益です。
- ▶ 2008年～2009年の金融危機を受け、EUは金融関連法を強化しました。
- ▶ EUはできるだけ多くの企業や消費者が単一市場の開放がもたらす恩恵を享受できるよう、長年にわたり運輸や競争をはじめとする分野で数多くの政策を整備してきました。

I. 1993年目標の達成

(a) 共通市場の限界

1957年の欧州経済共同体（EEC）設立条約によって、EEC加盟国間の関税障壁の撤廃や、非EEC諸国からの輸入品に対する共通関税の適用が可能になりました。この目標は1968年7月1日に達成されました。

しかし、関税は保護主義の一側面にすぎません。実際、1970年代には共通市場の達成を阻む貿易障壁がほかにもありました。例えば、人・物・資本の自由な移動は、技術規格、健康・安全基準、為替管理、特定の職業資格に関する国ごとの規制の制限を受けていました。

(b) 1993年目標

1985年6月にジャック・ドロール委員長率いる欧州委員会が発表した白書は、EEC内のあらゆる物理的、技術的および税制上の障壁の7年以内の撤廃を目標として掲げました。その狙いは、米国市場に匹敵する大規模な統一経済圏「単一市場」を作り、貿易や産業活動の発展を促進することにあります。

EEC加盟国政府間で交渉した結果、新たな条約「単一欧州議定書（Single European Act）」が生まれました。1987年7月に発効した同議定書には次の規定が含まれています。

- ▶ 社会政策、研究、環境といった政策分野でのEECの権限を拡大すること
- ▶ 単一市場を1992年末までに構築すること
- ▶ 単一市場構築を容易にするため、EU理事会（閣僚理事会）での意思決定において多数決方式をより多く用いること

II. 単一市場の構築に向けた進展

(a) 物理的障壁

欧州連合（EU）域内での物の国境管理は、人に対する入国審査同様、すべて撤廃されました。しかし、犯罪・麻薬取り締まりの一環としての警察による抜き打ち検査は、現在も行われています。

1985年6月にEEC加盟10カ国のうち5カ国が調印したシェンゲン協定（Schengen Agreement）により、協定締結国間の警察協力や亡命者庇護・ビザ（査証）に関する共通政策が定められました。これにより、協定締結国からなるシェンゲン圏（Schengen Area）の中では、人に対する国境での検問が全廃できるようになりました（第10章「自由・安全・司法の欧州」参照）。シェンゲン圏は現在、非EU加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスを含む26の欧州の国々で構成されています。

(b) 技術的障壁

EU 加盟国は大半の商品の販売について、各国の規則を相互承認することに合意しています。EU 司法裁判所が 1979 年に下した有名な「カシス・ド・ディジョン (Cassis de Dijon)」判決以来、ある加盟国で合法的に生産・販売されている製品は、他のすべての加盟国の市場でも流通が許可されなければなりません。

サービス部門に関しては、特定の職業（法律・医療・観光・銀行・保険など）を営むための資格に関する各加盟国の規則が全加盟国に適用されるようになりました。とはいえ、人の移動の自由は完成にはほど遠い状態にあります。2005 年には職業資格の認定に関する指令が出されましたが、人々が他の EU 加盟国に移動したり、そこである種の活動に従事したりするには、まだ多くの障壁が残っています。それでも、弁護士や医師であれ、あるいは大工や配管工であれ、技能を身につけた人が EU 域内のどこでも職業を営めるという自由度は高まってきています。

欧州委員会は、ある加盟国で取得した学位や職業資格が他のすべての加盟国でも認定されるようにする措置をはじめ、労働者の移動を促進する措置を講じています。

(c) 税制上の障壁

加盟国の合意により各国の付加価値税 (VAT) の税率を部分的に調整したことで、税制上の障壁は緩和されました。投資所得への課税に関する協定は、EU 加盟国とスイスを含む数カ国との間で結ばれ、2005 年 7 月に発効しました。

(d) 公共契約

水道、エネルギー、電気通信などの多くの部門を対象としたサービス・物品供給・事業の調達に関する指令が導入された結果、発注者が誰であろうと、EU 域内の事業者であればどの事業者でも EU 加盟国の公共契約の入札に参加できるようになりました。



EU は電気通信市場の開放で競争を促進し、徹底的な料金引き下げをもたらした

単一市場はすべての消費者に便益をもたらします。例えば、各国がサービス市場を開放した結果、国内通話料金は10年前と比べ大幅に安くなりました。インターネット電話の利用も新技術に支えられる形で増加しています。競争圧力の高まりを受け欧州では航空運賃も大きく下がっています。

III. 進行中の分野

(a) 金融サービス

米国で起きたサブプライムローン危機は、2008年に、世界の銀行システムや経済を大きく揺り動かす大規模な金融危機へとつながりました。EUも2009年には景気後退に陥りました。2009年4月2日にEUの呼びかけで主要20カ国会合(G20)がロンドンで開かれ、参加国は金融制度の透明性と説明責任の強化に向けた金融制度改革を申し合わせました。欧州全域を見張る監督当局に対しては、ヘッジファンドを監督し、銀行預金保護を強化し、投機家の収益を制限し、危機予防・管理のための効果的措置をさらに講じるための権限が与えられます。

(b) 海賊行為と偽造行為

EUの製品は著作権を侵害する海賊行為や偽造行為から保護される必要があります。欧州委員会の試算によると、EUではこの種の犯罪が原因で毎年数千人が職を失っています。そのため、欧州委員会と各加盟国政府は、力を合わせて著作権や特許権の保護の拡張に取り組んでいます。

IV. 単一市場を支える政策

(a) 運輸政策

陸上運輸サービスの自由化—特に、国際運輸市場への参入の自由化と、EU事業者のすべての加盟国の国内市場への参入の自由化—がEUの運輸政策の大きな目的です。道路輸送部門で公正な競争が行われるよう、就業資格、市場アクセス、起業やサービス提供の自由、運転者の勤務時間や交通安全などに関する規則の調和も進められています。

欧州の航空運輸では国を代表する航空会社と国有の空港が市場を独占する状況が続いていましたが、単一市場の出現で状況は大きく様変わりしました。EUの航空会社は域内のどの路線でも就航でき、運賃も自由に設定できるようになったため、多くの路線が新たに設けられ、運賃も大幅に下がりました。乗客、航空会社、空港、従業員いずれにとっても恩恵となる動きです。



経済と金融のガバナンスに関する新たなルールにより
EUは銀行部門の整理・強化を支援した

鉄道会社間での競争の激化も乗客にとっての便益となっています。例えば、2010年以降、フランスとイタリアの高速鉄道では双方の列車が乗り入れています。

海上輸送についても、欧州企業が有する船舶であろうと、非EU諸国船籍の船舶であろうと、EUの競争政策のルールが適用されます。ルールの狙いは、不公正な運賃設定のあり方（便宜置籍船）に対抗し、欧州の造船業界が直面している深刻な問題に取り組むことにあります。

21世紀に入ってからEUは、衛星航法システム「ガリレオ」や航空航法システムの近代化を図る単一欧州航空管理研究（Single European Sky ATM Research=SESAR）計画、欧州鉄道交通管理システムといった野心的新技術プロジェクトに資金を提供しています。車両メンテナンスや危険物輸送、道路の安全等に関する道路交通安全規則もかなり厳格化されています。さらに、「航空機利用客の権利に関する憲章（Charter of Air Passengers' Rights）」や鉄道利用客の権利に関し近年欧州で定められた法令により、乗客の権利はより手厚く保護されるようになってきました。2005年には安全面での問題によりEU域内への乗り入れが禁止された航空会社の一覧が初めて公開されました。

(b) 競争政策

欧州単一市場に自由かつ公正な競争を担保する上で競争政策は欠かすことができません。欧州委員会は競争政策を実施すると同時に、EU 司法裁判所とともに政策の順守を図ります。

カルテル、国家補助および不当な独占状態により、単一市場内の自由競争が歪曲されないようにすることが競争政策の目標です。

基本条約の規定に該当する取り決めは、当事者である企業や団体から欧州委員会へ通知されなければなりません。欧州委員会は、競争ルールに従わない企業や必要な通知を行わなかった企業に課徴金を直接科すことができます。例えば、2008年にマイクロソフト社は9億ユーロの課徴金を科されました。

EU加盟国が不当な国家補助を行った場合、またはそのような補助に関する通知をしなかった場合には、欧州委員会は補助金の返還を要求することもあります。企業の合併や買収により、ある企業が特定の市場で支配的な地位を得る可能性がある場合も欧州委員会への通知が必要となります。

(c) 消費者保護と公衆衛生保護

消費者・公衆衛生保護の分野のEUの法令は、居住地や旅行先、買い物先などの場所に関係なく、EU域内のすべての消費者がどこに住んでいても、どこに旅行していても、どこで買い物をしても、等しく経済的に保護され、健康が守られることを目指しています。欧州全域を対象とした保護政策への関心は、狂牛病（BSE）などにより食の安全が脅かされた1990年代後半に一気に高まりました。2002年には食品の安全に関する法令に確固とした科学的基盤を提供する目的で、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority=EFSA）が設立されました。

欧州全域での消費者保護が求められる分野は食品以外にも数多くあります。実際、化粧品、玩具、花火などの安全に関するEU指令が多数設けられています。1993年には、欧州市場での医薬品販売承認の申請を取り扱う機関として、欧州医薬品機関（European Medicines Agency=EMA）が立ち上がりました。現在、承認を受けていない医薬品をEU域内で販売することは禁止されています。

EUはまた、虚偽・誇大広告、欠陥商品、また消費者信用・通信販売・ネットショッピングにかかわる不正行為から消費者を保護する措置も講じています。

- ▶ ユーロは欧州連合（EU）加盟全 28 カ国のうち、17 カ国（2014 年 1 月からは 18 カ国）で導入されている単一通貨です。ユーロは 1999 年に現金を伴わない取引に使用され始め、紙幣と硬貨の流通が開始した 2002 年からは、すべての支払い手段に使われるようになりました。
- ▶ EU の新規加盟国は所定の基準を満たした時点でユーロを導入することになっています。最終的には、事実上すべての EU 加盟国がユーロ圏に参加することが求められています。
- ▶ ユーロは欧州の消費者に多くの恩恵をもたらしています。旅行者は費用がかかる面倒な外貨両替から解放されました。商品の購入を検討する際には、他国での販売価格と直接比較できます。物価の安定は、それを法的に定められた目的とする欧州中央銀行（ECB）により、図られています。また、ユーロは米ドルと並ぶ主要な準備通貨となりました。2008 年の金融危機時には、共通通貨を採用するユーロ圏は通貨安競争や投機の対象から守られました。
- ▶ 経済に構造的欠陥を抱える一部加盟国により、ユーロが投機の対象となり、経済ガバナンスの協調を強化する必要が浮き彫りになりました。そのため、EU の諸機関と 27 の加盟国（当時）はまず 2010 年 5 月に、緊急対策としての欧州金融安定基金（EFSF）を含む支援枠組みを創設することとしました。その後、恒久的なセーフティネットとして欧州安定メカニズム（ESM）が創設されました。2013 年 1 月より ESM は国際機関としての法的地位を持ち、国際金融市場から資金調達をすることができるようになりました。今後の大きな課題は、加盟国間のより緊密な協力とより強固な経済的結束を得ることです。それは回りまわって、加盟各国の良き財政統治を保障する必要があるということなのです。

I. ユーロ誕生の経緯

(a) 欧州通貨制度 (EMS)

第二次世界大戦以降為替相場の安定を保證してきたドルと金の公定価格での交換の停止を米国が 1971 年に決定したことで、固定為替相場制は終わりを迎えました。欧州では、欧州経済共同体 (EEC) 加盟国の中央銀行総裁が加盟国通貨間の為替変動幅を 2.25% 以内に抑えると決定しました。それにより欧州通貨制度 (European Monetary System=EMS) が立ち上がり、同制度は 1979 年 3 月に運用が開始されました。

(b) EMS から EMU へ

1989 年 6 月にマドリッドで開催された欧州理事会 (EU 首脳会議) において、欧州連合 (EU) の首脳は 3 つの段階を経て「経済通貨同盟」(Economic and Monetary Union=EMU) に至る計画を採択しました。この 3 段階からなる計画は、欧州理事会が 1991 年 12 月に採択したマーストリヒト条約 (欧州連合条約) に組み入れられました。

II. 経済通貨同盟 (EMU)

(a) EMU の 3 段階

第 1 段階は 1990 年 7 月 1 日に開始されました。この段階では主に次の取り組みが進められました。

- ▶ EU 域内での資本の完全な自由移動の実現 (為替管理の撤廃)
- ▶ 欧州内の地域間格差是正策の強化を目指した、構造基金 (Structural Funds) の拡充
- ▶ 加盟国の経済政策の多角的監視による経済収れんの達成

第 2 段階は 1994 年 1 月 1 日に開始され、主に次の取り組みが進められました。

- ▶ EU 加盟国中央銀行総裁で構成される欧州通貨機構 (European Monetary Institute=EMI) をドイツのフランクフルトに設立
- ▶ 各加盟国中央銀行の独立性の確立 (または維持)
- ▶ 各加盟国の財政赤字を抑制するためのルール整備

第 3 段階がユーロ誕生のプロセスです。ユーロは 1999 年 1 月 1 日から 2002 年 1 月 1 日にかけて EU 加盟 12 カ国 (オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン) の共通通貨として段階的に導入されました。また、欧州中央銀行 (European Central Bank=ECB) が EMI の後継機関として、新通貨の金融政策の策定と実施を担うようになりました。

ユーロ誕生時、デンマーク、スウェーデン、英国の3カ国は政治的・技術的理由によりユーロ導入を見送る決定を下しました。スロヴェニアは2007年に、キプロスとマルタは2008年に、スロヴァキアは2009年に、エストニアは2011年にそれぞれユーロ圏に参加しました。

このようにユーロ圏は2013年現在17のEU加盟国で構成されています。新規加盟国については所定の条件を満たした時点でユーロ圏に参加することになっており、2014年1月にはラトビアがユーロを導入します。

(b) 収れん基準

EU加盟国がユーロ圏に参加するには次の5つの収れん基準を満たさなければなりません。

- ▶ **物価の安定**：当該国のインフレ率と、インフレ率の最も低い3つの加盟国の平均インフレ率との差が、1.5%ポイント以内に収まっていること
- ▶ **金利**：当該国の長期金利と、金利の最も低い3つの加盟国の平均金利との差が、2%ポイント以内に収まっていること
- ▶ **財政赤字**：当該国の財政赤字が国内総生産（GDP）の3%を超えないこと
- ▶ **政府債務残高**：当該国の政府債務残高がGDPの60%を超えないこと
- ▶ **為替レートの安定**：当該国の為替レートが直近2年にわたって所定の変動幅内に収まっていること

(c) 安定・成長協定から財政協約へ

財政を安定させる手段として、1997年6月にアムステルダムで開かれた欧州理事会は安定・成長協定（Stability and Growth Pact）を採択し、財政赤字がGDPの3%を超えるユーロ導入国に制裁措置を科すことを可能としました。が、後に厳格すぎるとされ、2005年3月に改定されました。しかしながら、金融・債務危機後、新たな動きが見られました。2013年、非ユーロ圏も含めた25の加盟国が、「財政協約（Fiscal Compact）」として知られる「安定、協調および統治に関する条約」の枠組みにおいて、より厳格な財政規律を目指すことに合意したのです。

(d) ユーログループ（Eurogroup）

ユーロ圏参加国の財務相で構成される会合で、経済政策の協調を図り、各国の予算方針・金融政策を監視する責任を担っています。国際的な場でユーロ圏の利益を代表する役割も負っています。

リスボン条約により、ユーログループには正式な位置づけが与えられました。2013年1月には、ジャン＝クロード・ユンカー議長の後任としてオランダのイェールン・ダイセルブルーム財務大臣が2年半の任期でユーログループの議長に就任しました。



エストニアの首都、タリン

エストニアは 2011 年 1 月に自国通貨クローンに代わってユーロを導入した

(e) マクロ経済の取れん（2007 年以降）—金融危機の影響

2008 年の金融危機を受け、大半の EU 加盟国で政府債務残高が大きく膨らみましました。

続く 2009 年～2010 年の冬には、ユーロ圏、特に財政赤字の悪化を抱える一部の重債務国は債務危機の大きな打撃を受けました。そのため EU 加盟国は、欧州委員会の提案に基づき、ユーロ圏に欧州金融安定基金（EFSF）と欧州金融安定化メカニズム（EFSM）を立ち上げる決定を 2010 年 5 月に下しました。

2012 年 10 月には EFSF を引き継ぐ恒久的な安全網として「欧州安定メカニズム」（ESM）が創設されました。ESM は常設の政府間メカニズムであり国際機関としての法的地位を有します。実際、ESM は国際市場から上限 7,000 億ユーロの資金を調達することができ、また発行（一次）および流通（二次）市場で債権を購入し、必要に応じて直接各国政府に資金を貸し付けることができます。同時に、EU の経済ガバナンスの強化に向け、各国予算案の監督、各国経済の監視および競争ルールの厳格化、金融規則違反国への制裁措置の見直し、といった取り組みが進められています。

金融・経済環境の世界的変化に対応するため、EU は各加盟国が確実に、責任ある予算管理・運営を行い、お互いに財政面で支えあうよう、ますます厳しい態度で臨まなければなりません。それ以外に、ユーロが単一通貨としての信用を維持できる道も、グローバル化が経済に突き付ける挑戦に加盟国が一致団結して立ち向かう方法はないからです。EU では、銀行に端を発する問題が再び起きないように、銀行同盟を創設するプロセスが進められています。銀行同盟設立には複雑な問題がからんでいますが、ユーロ圏の銀行監督の役割を欧州中央銀行（ECB）が単一で担うことになるなど、その取り組みは好調なスタートを切っています。

「欧州 2020 (Europe 2020)」戦略は以下の目標を掲げています。

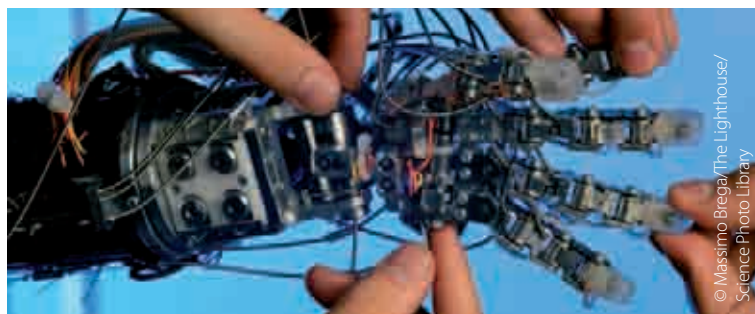
- ▶ グローバル化と経済危機への対応として欧州経済の競争力を回復すること（電気通信、サービス、エネルギー、持続可能な発展のための新たな環境技術）
- ▶ 3つの成長を達成すること
 - 賢い成長（知識の育成、イノベーション、教育、デジタル社会）
 - 持続可能な成長（経済の資源効率を高め、環境重視型で競争力のある経済を実現する）
 - 包摂的成長（社会的、領土的な結束につながる高雇用経済を推進する）

1990年代の初め、欧州のみならず世界中の経済や人々の日常生活に影響を及ぼした大きな変革が2つありました。ひとつはグローバル化で、これにより各国・地域の経済の相互依存度が高まりました。もうひとつは、インターネットや新しい情報伝達技術の出現を含む技術革新です。さらに近年では、世界を揺るがす大きな危機がいくつも発生し、欧州では金融危機により、深刻な景気後退と失業率の上昇が起きました。

I. リスボン・プロセス

(a) 目標

2000年3月に開かれたリスボン欧州理事会（EU首脳会議）の場で、欧州連合（EU）各加盟国の首脳は、米国、もしくはブラジル、中国、インドといった新興国と立ち向かうには、EU経済を徹底的に改革する必要があるとの結論に至りました。欧州の社会モデルは、医療や年金といった分野での効率性と連帯性の上に成り立っています。そうしたモデルを今後も継続させるには、そこに新たな活力を吹き込む必要があります。欧州の競争力は知識と技術を基盤とするべきであり、低賃金によって支えられるようなことがあってはなりません。一部の産業が拠点を欧州の外に移動させたことで生じた空白を埋めるために、欧州は大容量ブロードバンドネットワークを活用した電子経済や、新たな省エネ技術といった高付加価値部門での雇用を増やす必要に迫られました。端的に言えば、より環境を重視した、より高度な技術に支えられた経済が必要となったのです。



国際競争がますます熾烈になる中、EUは新技術の実用化を進めている

(b) 戦略

欧州理事会は目標達成のための具体的な戦略に合意しました。「リスボン戦略 (Lisbon Strategy)」と呼ばれるこの戦略では、科学研究、教育、職業訓練、インターネットアクセス、オンラインビジネスなど広範な分野を対象に、そこで取るべき行動が定められました。また、欧州の社会保障制度の改革も含まれていました。社会保障制度は、過度な痛みを伴わずに必要な構造改革や社会変革を受け入れることを可能にする、欧州が誇る貴重な資産のひとつです。しかしながら、次世代の人々が便益を得ることができるようにするために、制度を持続可能なものにする改革が必要です。

毎年春に開催される欧州理事会では、リスボン戦略の進捗状況を確認・検討しています。

II. 主眼は成長と雇用

2010年春に開かれた欧州理事会は、「リスボン・プロセスの開始から10年が経過したが、目標は未達成である」との認識を共有しました。EU諸国の失業率は多くの国で依然として高く、EUは成長と雇用創出に力を入れる必要がありました。さらに、各国経済の生産性を高め、社会的結束を強めるには、研究とイノベーションおよび教育と訓練への投資を増やす必要もありました。そこで欧州理事会は、ジョゼ・マヌエル・バローゾ欧州委員会委員長の構想による、今後10年の新戦略「欧州2020 (Europe 2020)」を採択しました。



高等教育と産業界の連携を強めることは「欧州 2020」が掲げる目標のひとつ

EU の全加盟国は「欧州 2020」の下、以下に取り組みます。

- ▶ リスボン・プロセスを推進するにあたり、欧州委員会により大きな役割を与える。特に、欧州のベストプラクティスを幅広く普及することに尽力させる。それにより、プロセスを「開かれた政策協調（open method of coordination）」として知られる政府間協力にとどまらせないようにする
- ▶ 金融市場と社会保障制度の改革、電気通信とエネルギーの各市場の開放と競争促進を急ぐ
- ▶ 教育制度を改善し、若年層の就労支援をさらに充実させ、産学連携を強化する。「エラスムス」、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」、「エラスムス・ムンドゥス」の各教育プログラムを継続する。これらのプログラムは他のプログラムと合わせ、2014 年から教育・研修・青少年・スポーツを統括する「エラスムス・プラス」計画の下に統合される
- ▶ 研究者や知識、技術が欧州域内で自由に移動できる、研究分野での欧州単一市場を実現するため、税制や社会保障制度を調和させるといった措置をより迅速に講じる
- ▶ 国内総生産（GDP）に対する研究およびイノベーション分野の支出を 3% にまで引き上げる（米国と同じ数値目標）

- ▶ 欧州連合（EU）加盟国の市民は、EU 域内のどこでも移動・居住・就労できます。
- ▶ EU は、特に教育と文化の分野で、市民のつながりを強化するさまざまな計画を奨励し、これらの計画に資金を提供しています。
- ▶ EU に帰属しているという意識は、EU が目に見える成果を生みだし、市民にどのような便益をもたらしているのかをより明確に説明する中で、徐々に強まっていくものです。
- ▶ 人々は、単一通貨、欧州の旗および欧州の歌を欧州共通のアイデンティティの象徴として認識しています。
- ▶ 欧州規模の政党の存在で「欧州の公共領域（European public sphere）」が出現しつつあります。市民は5年ごとの選挙で欧州議会議員を選出し、欧州議会議員は欧州委員会委員の諾否を決めます。

欧州連合（EU）条約は EU の市民権を次のように定めています。「加盟国の国籍を有するあらゆる人を EU の市民とする。EU の市民権は各国の市民権に対し追加的に付与されるものであり、各国の市民権に取って代わるものではない」（「欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of the European Union）」第 20 条（1））。では、具体的に EU の市民であるとは何を意味するのでしょうか。

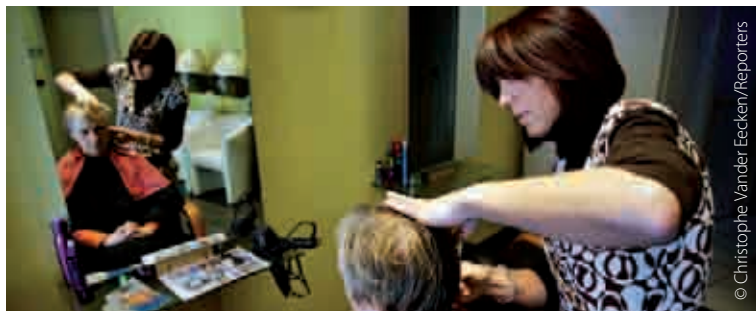
I. 欧州における移動・居住・就労

EU 市民には、EU 域内のどこでも移動・居住・就労できる権利が認められています。

EU 加盟国は他の加盟国の教育・訓練制度の質を相互に信頼しているため、3 年以上の大学課程を修了した者に授与される学位は EU 全加盟国で認証されます。

EU 市民は EU 域内のどこでも、医療や教育といった公共サービスの仕事にたずさわることができます（警察や軍隊などは除く）。英国人の教師がローマで英語を教えることや、学校を卒業したばかりの若いベルギー人がフランスで公務員試験に挑むことは、極めて自然なことなのです。

EU 市民は EU 域内を移動する際に出身国の関係当局から欧州健康保険証（European health insurance card）の交付を受けることができます。欧州健康保険証があれば、他の加盟国に滞在している間に病気になった場合でも、医療費負担が軽減されます。



EU 加盟国の市民は EU 域内のどこでも居住・就労できる

II. 欧州市民の権利の行使

EU の市民になるということは、就労や消費といった分野での権利だけでなく、政治的な権利も有することを意味します。マーストリヒト条約の発効以降、EU 市民は、国籍にかかわらず、居住する EU 加盟国において、市町村議会選挙や欧州議会選挙に投票・立候補できるようになりました。

また、リスボン条約が発効した 2009 年 12 月以降、EU 市民は、一定数の EU 加盟国から 100 万人の署名を得ることができれば、欧州委員会に対し法案の策定を請願することができるという権利も有するようになりました（「欧州市民イニシアチブ（European Citizens' Initiative）」）。

III. 基本的権利

EU 市民権に対する EU の取り組みは、欧州理事会（EU 首脳会議）が 2000 年 12 月にニースで**欧州連合基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）**を厳粛宣言したことで明確になりました。憲章は各国議会議員、欧州議会議員、各国政府代表、および 1 名の欧州委員会委員で構成される協議会（Convention）によって起草され、尊厳・自由・平等・連帯・EU 市民権・司法の 6 つの章において、54 の条項が、EU の基本的価値とともに、EU 市民の公民権と政治的・経済的・社会的権利をうたっています。

冒頭では、人間の尊厳、生存権、「人格の統合（integrity of the person）」の権利を規定し、表現の自由、良心の自由に関する条項へと進みます。「連帯」の章においては、以下のような社会的・経済的権利を、斬新な方法でまとめています。

- ▶ ストライキを行う権利
- ▶ 情報と協議に関する労働者の権利
- ▶ 家庭生活と職業生活を両立させる権利
- ▶ EU 全域において医療・社会保障・社会扶助を受ける権利

基本権憲章はまた、男女間の平等を促進するとともに、個人データの保護、優生学的実践やクローン人間の禁止、環境保護に対する権利、子どもや高齢者の権利、良き行政を受ける権利など、さまざまな権利を導入しています。

リスボン条約（2009 年 12 月 1 日発効）は、基本条約と同等の法的拘束力を欧州連合基本権憲章にも付与しています。これにより、同憲章を法的根拠として、EU 司法裁判所に訴えを起こすことが可能となりました（ポーランドと英国については、条約付属の議定書によって憲章の適用を特定しています。また、チェコも議定書の対象に含まれました）。

さらに、リスボン条約第6条は、欧州人権条約（European Convention on Human Rights）を締結するための法的根拠をEUに与えています。EUが同条約の締結を果たせば、欧州人権条約はEUの基本条約で言及されるにとどまることなく、EU全加盟国で実質的効力を持つ条約となり、域内各国での人権保護強化につながるようになります。



家庭と仕事の両立は、欧州連合基本権憲章が定める基本的権利のひとつ

IV. 教育と文化の欧州

人々の間にある一体感や未来の運命を共有しているという感覚は、人工的に作り出せるものではありません。そうした感覚は文化的意識を共有することで初めて生まれるものです。欧州が経済だけでなく教育や市民権、文化といった側面にも注意を向ける必要があるのはそのためです。

EUは各国の学校・教育制度のあり方やカリキュラムの策定には関与していません。それらはいずれも国または地方のレベルで決定されています。EUが行うのは教育交流プログラムの運営です。教育交流計画を通じて、若者は、外国で訓練や教育を受けたり、新しい外国語を学んだり、大学などの教育機関との共同プロジェクトに参加したりする機会を得ることができます。学校教育を対象とした「コメニウス」、高等教育の「エラスムス」、職業訓練の「レオナルド・ダ・ヴィンチ」、成人教育の「クルントヴィヒ」、EU研究に関する大学レベルの教育と学術研究の「ジャン・モネ」などはいずれもEUが運営する教育分野での交流計画です。

欧州ではボローニャ・プロセスを通じて欧州高等教育圏（European Higher Education Area）を形成する取り組みが各国の協働で進められています。欧州高等教育圏が実現すれば、例えば大学課程修了学位（学士号・修士号・博士号）が全関係国で同等のものになり、相互認定できるようになります。

文化の分野では、「カルチャー」計画および「メディア」計画が、各国のテレビ番組・映画製作者、プロモーター、放送局、文化機関の間での協力を進めています。これにより、欧州製のテレビ番組や映画の製作が促進され、製作本数や収益などにおける欧米間の不均衡が緩和されています。

言語の多様性は欧州の顕著な特徴のひとつであり、言語の多様性維持は EU の重要な目標でもあります。また、多言語主義は EU の仕組みを支える基礎となっています。EU の法令は 24 の公用語で用意される必要があり、すべての欧州議会議員は議会討論で母国語を使用する権利を有します。

V. オンブズマンと請願権

EU を市民にとって身近なものにするための方策として、欧州連合条約はオンブズマンという役職を創設しました。これは、欧州議会が任命し、その任期は欧州議会議員と同じです。オンブズマンの役割は、EU の諸機関や組織に対する不服を調査することにあります。不服を申し立てることができるのは、EU 市民、EU 加盟国に住むまたは拠点を置く個人や組織です。オンブズマンは、不服申立人と不服対象機関・組織との間で、和解を取りまとめる努力をします。

EU 加盟国の居住者であれば誰でも欧州議会に請願を提出することができます。請願権は EU の諸機関と人々を結ぶ大切な手段のひとつです。

VI. 帰属意識

「市民の欧州 (citizens' Europe)」という発想は、大変新しいものです。1985 年に導入された欧州共通形式のパスポートなど、欧州共通のアイデンティティを象徴するものはすでにいくつか存在しています。1996 年以降、EU 共通形式の運転免許証がすべての加盟国で発行されています。EU は「多様性における統合 (United in diversity)」をモットーに掲げ、5 月 9 日を創設記念日「ヨーロッパデー (Europe Day)」と定めています。

欧州の歌 (ベートーベンの「歓喜の歌 (Ode to Joy)」) と欧州の旗 (青地に 12 個の金色の星で円を描いたもの) に関する規定は、2004 年の EU 憲法草案には明記されましたが、同憲法に代わるリスボン条約からは除外されました。欧州の歌と欧州の旗は、条約に規定がなくても EU のシンボルであり、加盟国や地方自治体、あるいは個々の市民は、希望する場合それらを用いることができます。

EU がどのような取り組みをどのような理由で進めているのかが理解できなければ、市民は EU に帰属しているとの実感を抱くことはできません。EU の取り組みをわかりやすく説明する、より一層の努力が EU の機関と加盟国に求められているのはそのためです。

EU の取り組みが日常生活に目に見える違いをもたらしていることを市民に知ってもらう必要もあります。2002 年に始まったユーロ紙幣・硬貨の流通は、この点で大きな効果を発揮しています。全 EU 市民の 3 分の 2 以上が家計や貯蓄をユーロ建てで管理しています。商品やサービスの価格がユーロで表示されていることで、同一商品の国ごとの値段を直接比較できるようになりました。

EU 域内での国境検査はシェンゲン協定 (Schengen Agreement) によりほぼ廃止されました。この結果、統合された一つの地域に属しているとの感覚が人々の間に芽生えています。

そして何よりも、個人のレベルで EU の意思決定に関与しているとの実感を持つことで、帰属意識は強まります。成人年齢に達したすべての EU 市民は欧州議会選挙で投票する権利を持つようになりますが、このことは、EU の民主的正統性を支える重要な基盤となっています。この正統性は、欧州議会の権限が拡大し、EU の取り組みに対する各国議会の声が強まり、欧州市民が NGO や政治運動、欧州規模の政党の立ち上げにより積極的に関与することで、さらに強固なものとなります。EU 市民が EU の取り組むべき課題を決めることに一役買い、EU の政策に影響力を行使する方法は数多くあります。例えば、EU 問題を専門に議論するオンラインフォーラムにアクセスすれば、個人で議論に参加することができます。欧州委員会委員や欧州議会議員のブログに意見を書き込むこともできます。あるいは、オンラインで、または居住国の代表事務所を通じて、欧州委員会や欧州議会に直接連絡を取ることも可能です。

EU は欧州の人々の役に立つために立ち上げられました。その将来は、社会のあらゆる層の人々の積極的な参加を得ながら形作られなければなりません。EU の創設者たちはこのことをしっかりと認識していました。1952 年、ジャン・モネが「我々は国と国ではなく、人と人とを結びつけようとしているのだ」という言葉を残しています。EU に対する市民の意識を高め、EU の活動に市民の参加を得ることは、今なお、EU の諸機関にとって最も大きな課題となっています。

- ▶ 欧州連合（EU）加盟国間の国境の開放は、一般の EU 市民に、国境での検問を受けずに自由に移動できるという、目に見える恩恵をもたらしました。
- ▶ しかし、域内の自由移動は、組織犯罪、テロ、不法入国、人身売買、麻薬の密輸を効果的に取り締まるための対外国境管理の強化と切り離して考えるわけにはいきません。
- ▶ 欧州の安全を向上させるため、EU 加盟国は警察・司法の分野で協力しています。

欧州連合（EU）市民は、EU 域内のどこにいても、迫害や暴力の恐れのない自由な空間で生活する権利を持っています。しかし今日、国際犯罪とテロは欧州の人々にとって最も懸念すべき問題のひとつとなっています。

移動の自由とは、EU 域内のすべての人に対して、域内のどこにいても、保護と司法へのアクセスを等しく提供するものでなければなりません。その必要性は明らかです。そのため、EU では基本条約の一連の改正を通じて、EU を単一の「自由・安全・司法の領域」にする取り組みが、段階的に進められています。

取り組みの範囲は、欧州理事会（EU 首脳会議）が3つの一連の枠組み計画——タンペレ計画（1999年～2004年）、ハーグ計画（2005年～2009年）、ストックホルム計画（2010年～2014年）——を採択する中で、年々広がりを見せています。タンペレ計画とハーグ計画では治安の強化が目指され、ストックホルム計画では市民の権利の保護により大きな重点が置かれています。

2009年12月に発効したリスボン条約により、この分野での意思決定がより効果的に行われるようになりました。それまでは、自由・安全・司法の領域の確立・運営に関する全責任は加盟国が有していました。必要な作業は、基本的にEU理事会（閣僚理事会）の場で各国閣僚の協議と合意によって進められ、欧州委員会と欧州議会がそこで大きな役割を果たすことはありませんでした。この状況に終止符を打ったのがリスボン条約です。現在では、EU理事会の議案採決の大半に特定多数決方式（Qualified Majority）が用いられ、欧州議会は意思決定過程においてEU理事会と同等の権限を持つようになりました。

I. 域内移動の自由、域外国境の防護

加盟国は、EUの域内国境での入国管理を撤廃したことで、新たな治安問題に直面することになりました。そのため、EUの対外国境において追加的な保安措置を講じる必要がでてきました。また、犯罪者も域内を自由に移動できるようになったため、EU加盟国の警察と司法当局は、国境を越えた犯罪と戦うため協働することとなりました。

EU域内を旅行する人々にとって朗報となる重要な出来事が1985年にルクセンブルク国境沿いの小さな町シェンゲンで起きました。ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダの5カ国が、国籍の如何にかかわらず、互いの域内国境で人に対する検問を全廃すること、EUの対外国境での審査を統一させること、そして査証（ビザ）に関する共通政策を導入することに合意し、協定に署名したのです。こうして5カ国はシェンゲン圏（Schengen Area）と呼ばれる域内国境の無い領域を作りました。

シェンゲン協定（Schengen Agreement）はその後EU条約に組み込まれ、シェンゲン圏は徐々に拡大、2013年現在、アイルランド、英国、ブルガリア、キプロス、ルーマニア、クロアチアを除く全EU加盟国がシェンゲン協定を完全実施しています。非EU加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの4カ国もシェンゲン圏に入っています。

2004年と2007年のEU拡大により、対外国境における検問強化が優先課題として持ち上がりました。そのためEUは、ワルシャワに拠点を置く「欧州対外国境管理協力機関（FRONTEX）」を通じて、対外国境の警備に関する加盟国間の協力を推進しています。慎重な活動が求められる地中海地域などで実施される共同巡回では、巡視船、ヘリコプター、哨戒機を加盟国間で共用することが可能となっています。またEUでは現在、欧州国境警備隊（European border guard service）の立ち上げが検討されています。



高齢化が進む EU では、必要な資格を持つ合法移民が労働市場の需給ギャップを埋めることに一役買っている

II. 亡命者庇護・移民政策

欧州には、外国人を積極的に受け入れ、危険や迫害から逃れてきた難民を庇護するという人道主義的伝統があります。そうした中、EU 加盟国政府は、域内国境の無い領域に増えつつある、合法・不法両方の移民にどう対応するかという切迫した問題に直面しています。

1999 年以来、EU は全加盟国が承認した基本原則に基づいて庇護申請処理が一律にできるよう、共通欧州庇護制度（CEAS）の創設を目指して、各国の規則の調和に取り組んでいます。庇護申請者の受け入れや難民地位の付与に関する最低基準を設けるなど、いくつかの技術的措置はすでに採択されています。

近年、欧州には多くの不法入国者がやってくるようになってきました。不法入国は EU の最重要課題のひとつであり、加盟国政府は密入国対策や不法移民の送還に関する共通ルールの合意に取り組んでいます。一方、合法移民に関しては、離散家族の再統合に関する規則、長期在住資格に関する規則、留学・研究目的での欧州滞在を希望する非 EU 加盟国国民の受け入れに関する規則などの EU 法令の下、加盟国の歩調は揃いつつあります。



欧州の税関当局は国際協力を通じて人身売買や麻薬の密輸の取り締まりに取り組んでいる

III. 国際犯罪との戦い

人身売買ネットワークを使って、弱者、特に女性や子どもを食い物にする犯罪・テロ組織と戦うには、EUとしての協働努力が欠かせません。

組織犯罪はますます巧妙になっており、欧州中または世界中に広がるネットワークが繰り返し使われています。世界中どこでも発生しうるテロが、筆舌に尽くしがたい残虐行為であることは誰の目にも明らかです。

シェンゲン情報システム（Schengen Information System=SIS）はこうした犯罪対策のために導入されました。これは、警察や司法当局者が、逮捕状または国外退去請求が発行された人物や盗難被害にあった資産——例えば、車や芸術作品など——に関する情報交換を行う総合的なデータベースです。現在、新しい種類のデータが蓄積でき、そういったデータをより効果的に活用できる次世代データベース SIS II の開発が進められています。

犯罪者を逮捕する最善の方法のひとつは、犯罪者が不当に得た利益を追跡することです。犯罪組織やテロ組織の資金源を断ち切るために、EU がマネーロンダリング（資金洗浄）を防止する法律を制定したのは、そのためです。

法執行当局間の協力における近年最大の前進は、ユーロポール（European Police Office=Europol）の創設でした。オランダのハーグに本部を置き、警察官と税関職員で構成されるこの EU 機関は、麻薬の密輸、盗難車の売買、人身売買および不法移民ネットワーク、女性・子どもの性的搾取、ポルノ、文書偽造、放射性・核物質の密売、テロ、マネーロンダリング、ユーロ貨幣の偽造といった広範囲にわたる国際組織犯罪を取り締まっています。

IV. 「欧州司法領域」に向けて

現在、加盟国は自国内で独自の司法制度を運用しており、その結果、多数の異なる司法制度が EU 域内で並行して機能している状態にあります。しかし、国際犯罪やテロは国境とは無関係に起こります。テロ、麻薬の密輸、偽造に対する共通の対策枠組みが必要となるのはそのためです。この枠組みがあれば、より強固な保護を市民に保障し、この分野での国際協力を強化できるようになります。各国の裁判所間の国際協力を確実にするため、EU には共通の刑事司法制度も必要です。犯罪行為の定義が国ごとに異なれば、各国裁判所間の協力は困難になるからです。

この分野での実質的協力の顕著な例として挙げられるのが、2003 年にハーグ（オランダ）に設立されたユーロジャスト（Eurojust）です。ユーロジャストの設立目的は、各加盟国の捜査・検察当局が複数の EU 加盟国にまたがる犯罪捜査で協働できるようにすることにあります。2008 年には、加盟国間の協力を推進し情報共有を円滑化するためユーロジャストを強化する理事会決定がなされました。ユーロジャストを基盤とした欧州検察官事務所（European Public Prosecutor's Office）を設立する法案も審議中です。欧州検察官事務所が実現すれば、EU の経済利益を損なう犯罪を捜査し、犯罪者を起訴する役割を担うことになると考えられます。

国境を越えた実質的協力のもうひとつの手段として挙げられるのが欧州逮捕状（European arrest warrant）です。同逮捕状は、承認に膨大な時間のかかる犯罪人引き渡し手続きに代わる制度として、2004 年 1 月に導入されました。

民事の領域では、EU は、離婚、別居、子の養育権や養育費をめぐる係争のうち、国境をまたぐ事案について、裁判所の判決の適用を容易にするための立法を行いました。ある国で下された判決が他国でも有効とされるようにすることがその目的です。さらに EU は、債権回収や破産など、小規模で争点のない、国境をまたぐ民事訴訟に関する解決を簡略化・加速化するための共通手続きを導入しました。

- ▶ 通商交渉といった国際的取り組みの場で欧州連合（EU）が「一つの声」で発言すれば、世界により大きな影響を与えることができます。EU としての見解を一つにまとめ、国際舞台における EU の地位を高めることを目的に、2009 年、欧州理事会（EU 首脳会議）に常任議長ポストが創設されるとともに、初の EU 外務・安全保障政策上級代表が任命されることになりました。
- ▶ 防衛の分野では、北大西洋条約機構（NATO）の加盟国もしくは中立国といった立場の違いに関係なく、各加盟国が主権を維持します。また、EU では、平和維持活動における軍事協力も進めています。
- ▶ EU は国際貿易の重要な担い手であり、世界貿易機関（WTO）において「開かれた市場」と「ルールに基づいた貿易制度」を確実なものにするよう努めています。
- ▶ 歴史的・地理的理由により、EU はアフリカに特別の関心を払っており、開発援助、貿易特惠待遇、食糧援助、人権の尊重の促進に取り組んでいます。

欧州連合（EU）は、経済・通商・金融面に関しては、世界で主要な地位を占めるようになりました。「EUは経済大国になったが、政治面ではまだまだ十分な発言力を持つには至っていない」と言う人もいますが、これは少し言い過ぎでしょう。実際、EUは世界貿易機関（WTO）や国連の専門機関、環境や開発を話し合うための世界首脳会議などで大きな影響力を持っています。

とはいえ、EUとその加盟国が政治や外交の場で重要な世界的課題について「一つの声」で発言できるようになるまでには長い道のりが残っています。さらに、国家主権の要である軍事防衛は各加盟国の政府の手に置かれたままであり、各国は北大西洋条約機構（NATO）などの枠組みの中で同盟関係を築いています。

I. 共通外交・安全保障政策

(a) 欧州外交の立ち上げ

外交分野におけるEUの主な役割は、マーストリヒト条約（1992年）、アムステルダム条約（1997年）、ニース条約（2001年）の3つの条約によって導入された共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy=CFSP）と欧州安全保障・防衛政策（European Security and Defence Policy=ESDP）に定められています。これら2つの政策はEUの「第2の柱」（政府間の合意で行動が決定され、欧州委員会や欧州議会が果たす役割がごく限定的な政策領域）を構成していました。この政策領域で意思決定を下すには、加盟国の全会一致（棄権は認められている）が必要です。リスボン条約はEUの「柱」構造を取り除きましたが、安全保障・防衛に関する意思決定の方法は変わりませんでした。ただし、政策の名称は変更となり、ESDPは共通安全保障・防衛政策（Common Security and Defence Policy=CSDP）と呼ばれるようになりました。リスボン条約はまた、EU外務・安全保障政策上級代表職を創設し、CFSPの役割を強化しました。

初代EU外務・安全保障政策上級代表には2009年12月1日に英国出身のキャサリン・アシュトンが就任しました。上級代表は欧州委員会の副委員長も兼務しています。上級代表の任務は国際機関や国際会議の場でEUの統一見解を代表し、EUの名の下に行動することです。これを補佐するのが、事実上EUの外交機関である欧州対外行動庁（European External Action Service=EEAS）の何千人ものEUと加盟国政府の職員です。EEASは2011年1月1日に実質的な稼動を開始しました。

EU 外交が基本的に目指すところ、それは、バルカン諸国といった隣接する国々だけでなく、アフリカや中東、コーカサス地方など世界に点在する紛争地域においても、安全、安定、民主主義、人権の尊重を担保することです。そのために EU は、選挙監視活動や人道支援、開発援助などのソフトパワーを主要な手段に用います。2013 年に、EU は主としてアフリカ諸国に 13 億ユーロに相当する人道援助を提供しています。世界の開発援助の 6 割を提供する EU は、貧困対策、食糧援助、自然災害防止、安全な水へのアクセス、疾病対策といった分野で最貧国の取り組みを支援しています。同時に、支援対象国が「法の支配」を尊重し、市場の開放を通じて国際貿易に参加するよう、積極的に働きかけています。欧州委員会と欧州議会は、支援が説明責任を果たせる形で提供され、適切に管理・運用されるよう、注意を払っています。2010 年には人道援助と市民保護が統合され、欧州委員会のクリスタリナ・ゲオルギエヴァが国際協力、人道援助および危機対応を統括する初代委員となりました。

EU にはソフトパワー外交からさらに一歩踏み出す能力や意志があるのでしょうか。この問いに対する答えを見出すことが EU にとっての今後の大きな課題です。中東和平プロセス、イラク問題、テロ、対ロシア・イラン・キューバ関係といった大きな国際問題に関して欧州理事会（EU 首脳会議）が発表する共同声明や共通の見解からは、多くの場合、加盟国間で必要最低限の合意しか得られなかったという情報以外読み取ることはできません。今のところ、大きな加盟国は引き続き自国の外交的役割を果たしています。しかし、EU が世界の舞台で認められるのは「一つの声」で発言する時です。EU としての信用を高め影響を拡大するには、経済力と貿易力を後ろ盾として、CSDP を着実に実施していく必要があります。

(b) 共通安全保障・防衛政策（CSDP）の具体的成果

2003 年に、加盟国が自発的に自国軍の一部を EU 部隊に提供するようになり、以来、EU は危機管理任務に従事する能力を有しています。

危機管理任務の遂行責任は、本部をブリュッセルに置き、EU 理事会（閣僚理事会）の権限下にある 4 つの政治・軍事機関——政治・安全保障委員会（Political and Security Committee=PSC）、EU 軍事委員会（European Union Military Committee=EUMC）、文民危機管理委員会（Committee for Civilian Aspects of Crisis Management=CIVCOM）、EU 軍事参謀部（European Union Military Staff=EUMS）——が負っています。

CSDP を実現するこれら機関の立ち上げにより、EU は、自らに主体的に課した人道支援・平和構築または平和維持活動を遂行できるようになりました。ただし、EU のそうした任務が NATO の活動と重複することがあってはなりません。そこで、EU と NATO は互いの活動が重複しないよう「ベルリン・プラス」という取り決めに合意しています。同取り決めにに基づき、EU は NATO が保有する後方支援（探知・通信・指令・輸送）用の資源を活用できるようになりました。

2003年に初めてEU警察部隊をボスニア・ヘルツェゴビナに派遣して以来、域外各地の治安・平和維持のためEUは現行を含め30の軍事や文民のミッションを展開してきました。ソマリア沖アデン湾の海賊対策にあたるEU海上部隊の「アタランタ作戦」、コソボでのEU「法の支配」ミッション、アフガニスタンで警察訓練を実施するEU警察ミッションなどは現行の活動の一例です。



ソマリア沖の海賊対策をはじめ、EUは軍事・文民の両分野で平和維持活動を展開している

軍事技術がかつてなく高度化し、またそれにかかる費用もこれまでになく増加する中、武器製造分野での加盟国間の協力はますます必要になっています。金融危機を乗り越えるべく各加盟国政府が公的支出の削減に取り組む現在ではなおさらです。さらに、各加盟国の軍隊が欧州域外において共同で任務を果たすには、軍隊のシステムを共同運用可能なものとし、各種装置の標準化を十分に進める必要があります。そのため、テサロニキ（ギリシャ）欧州理事会は2003年6月、EUとしての軍事力の強化を目指して欧州防衛機関（European Defence Agency=EDA）を立ち上げる決定を下し、翌年、同機関は正式に発足しました。

II. 世界に開かれた通商政策

貿易圏としての重要性が高まる中、EUは大きな国際的影響力を持つようになりました。159の加盟国（独立の関税地域を含む）を擁するWTOの「ルールに基づいた貿易制度」は、国際貿易のあり方に一定の法的確実性と透明性をもたらしており、EUはWTOのそうした制度を支持しています。WTOが定める諸条件の下、WTO加盟国は、ダンピング（不当廉売）など、輸出業者が競争相手に対して用いるさまざまな不公正慣行に対抗することができます。またWTOは、複数の貿易パートナー間の紛争処理に関する手続きも定めています。

EUは2001年以降、貿易自由化交渉「ドーハ・ラウンド」を通じて、開放的な世界貿易の実現に取り組んでいます。現在、交渉は難航していますが、それでも、金融・経済危機後の世界貿易が縮小すれば、現下の景気後退が本格的な不況につながるとのEUの確信が弱まることはありません。

EUの通商政策は開発政策と緊密に結び付いています。EUは、その一般特惠関税制度（General System of Preferences=GSP）の下で、途上国や移行経済圏からの輸入品のほとんどに関して、EU市場への無税または減税での特惠アクセスを提供しています。後発途上国49カ国は“武器以外すべて（Everything But Arms=EBA）”制度の下、さらに優遇されています。すなわち、これらの国からの輸入品には、武器を除くすべての製品について、EU市場への無税アクセスが認められています。2014年には最貧国に焦点を絞った改定GSPが適用されます。

しかしEUは、主要な貿易パートナーである日本や米国のような先進国とは特定の通商協定を結んでいません。これらの国々との通商関係は、WTOの仕組みを通じて進められるからです。EUと米国は、平等とパートナーシップの精神に基づいた関係を築こうとしています。バラク・オバマ米大統領の就任後、EUの首脳はEU・米関係の強化を求めるようになってきました。2009年4月にロンドンで開かれた主要20カ国会合（G20）では、国際金融システムのより良い規制の必要性について、EUと米国の間で意見の一致がみられました。



EUはWTOの多国間枠組み内で市場開放と貿易拡大を推進している

EUは韓国およびシンガポールと特定の通商協定を締結しています。また米国や日本のような主要先進通商パートナーとの間では、通商協定交渉が進行中です。特定の通商協定を結んでいない国々との通商関係は、WTO 制度を通じて対処されます。

中国やインド、中南米諸国といった新興経済国との貿易も拡大しています。こういった国々との通商協定には、技術協力や文化交流も含まれます。中国は今や EU にとって米国の次に大きな貿易相手となっており、最大の輸入先です（2012 年の輸入で中国が占める割合は 16% 以上）。EU はまた、ロシアの主要な貿易パートナーでもあり、ロシアへの海外投資で EU が占める割合は世界最大となっています。通商分野以外でのロシアとの関係では、エネルギー（特にガス）の安定供給といった国境をまたぐ事案が大きな課題となっています。

III. アフリカ

欧州とサハラ砂漠以南のアフリカ諸国との関係は古くまでさかのぼります。1957 年のローマ条約により、加盟国の当時の植民地・海外領土は欧州共同体の連合諸国となりました。1960 年代初頭に始まった脱植民地化によって、こうした結びつきは、主権国家同士の連合という新たな関係へと変化しました。

2000 年にベナンの都市コトヌーで調印されたコトヌー協定は、EU の開発政策の新段階を記すものです。EU とアフリカ・カリブ海・太平洋（African, Caribbean and Pacific=ACP）諸国が締結したこの協定は、これまでに先進国と発展途上国の中で結ばれた協定の中で最も野心的で広範な通商・援助協定でした。これは、1975 年にトーゴの首都ロメで調印され、その後、定期的に更新されてきたロメ協定を受け継ぐものです。

コトヌー協定は、市場アクセスに基づく通商関係から、より広い意味での通商関係へと移行させている点で、それ以前の協定を大きく進展させたものとなっています。同協定では、人権侵害に対処するための新たな取り決めも定められています。

EU は後発途上国（うち 39 カ国がコトヌー協定の調印国）に対して、通商面で特別な優遇措置を認めています。これらの国々は 2005 年から、事実上あらゆる種類の産品を無関税で EU に輸出することができるようになりました。2008 年から 2013 年の間、コトヌー協定を実行に移すための欧州開発基金（EDF）から、227 億ユーロが充当されました。保健、水、気候変動、平和維持の分野で 79 カ国の ACP 諸国に支援が提供されています。

- ▶ 「欧州は一日にして成らず、また、単一の構想によって成り立つものでもない。事実上の結束をまず生み出すという具体的な実績を積み上げることによって築かれるものだ」
- ▶ 1950年に行われたこの宣言は現在でも当てはまります。では将来についてはどうでしょうか。欧州は今後、どのような大きな課題に直面することになるのでしょうか。

「欧州は一日にして成らず、また、単一の構想によって成り立つものでもない。事実上の結束をまず生み出すという具体的な実績を積み上げることによって築かれるものだ」。1950年5月9日、欧州統合の第一歩を踏み出す際にフランスの外相、ロベール・シューマンが「シューマン宣言」に残した言葉です。それから60年——。シューマンの言葉は現在も変わることなく真実を物語っています。変わりゆく世界で生まれる数々の新たな課題に欧州の市民や国家が応えるには、新たな結束のあり方を模索し続ける必要があります。1990年代初頭に完成した単一市場は大きな成果でしたが、それで十分というわけではありませんでした。市場が効果的に機能するには単一通貨が必要だったからです。そこで1999年にユーロが登場しました。そのユーロを管理し、物価の安定を図るために創設されたのが欧州中央銀行（ECB）です。しかし2008年～2009年の金融危機および2010年の債務危機では、ユーロは国際的な投機の対象となり、その脆弱性が浮き彫りとなりました。ECBの取り組みに加え、各国が経済政策を協調させる必要があるのです。ユーログループ（Eurogroup）で行われる協調以上に強い連携が求められているのです。では欧州連合（EU）は近い将来、経済ガバナンスを真の意味で共同で担っていく方向に進むのでしょうか。

欧州の統合を描いたジャン・モネは自身の回想録（1976年）を次のように締めくくっています。「過去の主権国家が現在の問題を解決することはできない。過去の主権国家は進展することも、自らの将来を定めることもできないからである。共同体は、体系化された明日の世界を形作るための一段階にすぎない」。経済のグローバル化が進む今日、EUが政治の世界で果たす役割はもはやなくなったと考えるべきなのでしょうか。あるいは、価値や利害を共有する欧州の5億人の人々の可能性をどのように発揮させるべきなのか、と問いかける必要があるのでしょうか。

EUの加盟国数が30カ国を超える日はそう遠くはありません。加盟国はそれぞれ異なる歴史・言語・文化を有しています。そうした多様性に富む国の集団が、果たして共通の公的政治領域を形成できるのでしょうか。EU市民は、自分たちの国や地域、あるいは地域社会への強い愛着を保ちながら、「欧州人」としての共通意識を育めるのでしょうか。答えは「イエス」でしょう——欧州初の共同体として第二次世界大戦の瓦れきの中から生まれた欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の手本に現在のEU加盟国が従うのならば、ECSCの道義的正統性は、かつての敵国同士が和解の道を共に歩み、相互に平和を構築することになりました。そこでは、国の規模にかかわらず、すべての加盟国は平等な権利を有し、マイノリティを尊重するという原則が機能していました。

EUの全加盟国および全市民が共通目標の達成を願っているとの確信を保ちながら、欧州統合の取り組みを前進させ続けることは可能なのでしょうか。あるいはEUの首脳は「強化された協力（reinforced cooperation）」（事案ごとに一部の加盟国群が、残りの加盟国の合意がなくても一定の方向に進むことを認める仕組み）をより積極的に活用するようになるのでしょうか。そうした仕組みが多用されるようになると、どの政策を推進し、どの機構に参加するのかの決定が各加盟国の裁量に任される「アラカルト型」または「可変型」の欧州が生まれる可能性もあります。一見、シンプルで魅力的な解決策に思えるかもしれませんが、それは同時にEU解体の始まりを意味するものともなります。なぜなら、短期的なものであれ、長期的なものであれ、全加盟国共通の利害を見通し、それに対応することでEUは機能するからです。EUの基本理念は「結束」です。すなわち「利益」だけでなく「負担」も分かち合うという考えです。それは共通の規則、共通の政策の下で行動することを意味します。例外措置、特例措置、適用除外措置は、いずれも、通例には当てはまらない措置として短期で終了させるべきです。移行のための取り決めや期間が必要となることもあるでしょう。それでも、全加盟国が同じ規則の下で行動し、同じ目標に向け歩を進めない限り、結束は崩壊し、「強く一体的な欧州」の利点は消滅してしまいます。

グローバル化が進展したことで、欧州は、日本や米国といった従来のライバルとの競争だけでなく、ブラジル、中国、インドといった急成長を遂げる新興経済国との競争にも直面するようになりました。そうした中、社会基準や環境基準の保護を目的に欧州単一市場への参入制限を継続させることはできるのでしょうか。仮に継続したとしても、国際競争の厳しい現実から逃れることはできません。欧州にとっての唯一の解決策、それは、各国が国際舞台の場で歩調を合わせ、欧州の利益を「一つの声」で効果的に主張し、世界で確かな存在感を持つことです。そのためには政治連合の形成に向け前進する必要があります。それ以外に方法はありません。欧州理事会（EU首脳会議）議長、欧州委員会委員長、EU外務・安全保障政策上級代表の3者は、EUが強力な指導力を一貫して持ち続けることができるよう、力を合わせる必要があります。

同時に、EUはさらに民主的にならなければなりません。条約が新しくなるたびに大きな権限を与えられている欧州議会の5年ごとの直接普通選挙は、国により投票率にばらつきがあり、全体として低投票率にとどまることもしばしばです。EUの諸機関や加盟国政府にとっての課題は、教育活動やNGOネットワークの活用などを通じて、市民とのより良い情報共有や対話のための方法を見出し、EU市民自身が政治的課題を決められる共通公的領域を欧州に創設することです。



欧州の人々は、明日の未来のために今、力を合わせねばならない

最後に挙げるべき点として、欧州は全力を挙げて国際問題に取り組むべきです。EUには欧州の価値——人権を尊重すること、「法の支配」を堅持すること、環境を保護すること、社会市場経済下で社会基準を維持することなど——を域外にまで普及させる能力があります。これはEUが持つ最大の強みです。もちろんEUの取り組みとて完全ではありません。EUは人類に輝かしい手本を示しているなどということもできません。それでも、欧州が成功すれば、その分、他の地域は欧州の成功に目を向けるようになります。では、何をもって成功といえるのでしょうか。EUが今後達成すべきは何なのでしょう。それは、均衡財政を回復することです。世代間で負担の不平等が生まれ、次の世代に負担が偏る状況を回避しながら、高齢化に対処することです。生命工学をはじめとする科学・技術の進展に伴って生じる極めて大きな課題への倫理的対応を模索することです。そして、自由を束縛することなく市民の安全を確保することです。これらを達成できるなら、欧州は今後も世界の尊敬を集め、他の地域や国々に創造的な刺激を与え続けることができるでしょう。

[13]

日本と欧州連合の関係

日・EU 関係のこれまでの歩み

欧州連合（EU）と日本との外交関係は、EU の前身である欧州経済共同体（EEC）が創設された 1958 年の翌年に樹立されました。1970 年 1 月には、EEC 共通通商政策が実施に移された結果、通商政策が加盟国政府から欧州共同体（EC）委員会（現欧州委員会）の権限となり、日・EU 関係は、貿易関係を中心に新たな一歩を踏み出しました。

1973 年 6 月、政府間の包括的な定期協議の場として日・EC 高級事務レベル協議が発足しました。また、1974 年 7 月に駐日 EC 委員会代表部が東京に設置され、1979 年 1 月にはベルギーの日本大使館から駐 EC 日本政府代表部が分離独立し、日・EC 間の外交関係の体制が整いました。

日・EU 関係の初期は貿易摩擦に象徴されます。1970 年代の欧州は経済構造問題に直面し、一方の日本は高度成長の最中にあり、これらを背景に生まれた貿易不均衡が政治問題化したのです。1980 年代後半には、欧州統合プロセスが新たな展開を見せ、EU の国際的存在を高めました。それは経済大国としての日本の国際的地位向上と相まって、日・EU 関係に新たな展開をもたらしました。

1991 年 7 月、日本と EC の政治関係を含む包括的な関係を定めた基本的政治文書として、「日・EC 共同宣言」が採択されました。日・EC 首脳協議（日・EC サミット）の制度化、日欧交流の多チャンネル化、規制改革対話の開始などを通じて相互信頼は着実に醸成されました。1993 年 11 月にはマーストリヒト条約発効によって EU が誕生し、欧州統合プロセスは新たな段階を迎えました。EU が 1995 年 5 月に新対日政策「欧州と日本：次の段階」を採択したのを契機に、日・EU 双方は、「協力と対話」を基本とした関係の構築に乗り出しました。バブル崩壊に伴う日本経済の構造改革や欧州の経済的立ち直り、そして二者間関係の深化と拡大を背景に、1990 年代後半から日・EU 関係は良好な時代に入りました。

1999 年 1 月のユーロ誕生は、欧州内外に EU のさらなる存在感を与えました。

2000 年 1 月、当時の河野洋平外務大臣がパリで「日欧協力の新たな次元——ミレニアム・パートナーシップを求めて」と題した演説を行い、2001 年からの 10 年を日・EU 協力の 10 年として、日本と欧州の関係を新たな次元に高めることを提唱しました。その後、「日・EU 協力のための行動計画」が 2001 年 12 月の第 10 回日・EU 首脳協議で採択されました。こうして、二者間関係と経済関係に傾斜していた日・EU 関係は、多国間経済問題や国際政治問題を含むグローバルな協力を包含するものへと発展しました。2006 年 4 月の第 15 回日・EU 首脳協議において、日本と EU は基本的価値を共有し、地球規模の課題で主導的な役割を果たすための戦略的パートナーシップを構築することが重要である、と確認されました。戦略的パートナーシップ促進の必要性はその後の定期首脳協議で繰り返し確認されています。2011 年 5 月の第 20 回首脳協議で日・EU の首脳は、両者間の政治・経済関係を刷新しさらに高めることを決意し、政治的・国際的・分野別課題を包括する戦略的パートナーシップ協定および自由貿易協定の交渉開始のためのプロセスに着手することに合意しました。同協議ではまた、東日本大震災と原発

事故を受け、原子力安全と災害対策に関する協力を強化する必要性が確認されました。2013年3月、日本とEUは戦略的パートナーシップ協定と自由貿易協定の並行交渉を開始することとしました。2013年11月に開催された第21回日・EU首脳協議では、両協定の可能な限り早期の締結への決意が双方の首脳から表明されました。

対話の枠組み

日・EU関係の制度的枠組みは、1991年の日・EC共同宣言により規定されています。宣言は、双方がともに自由、民主主義、法の支配および人権を信奉し、市場原理と自由貿易を促進することを確認し、国連憲章の原則と目的に従った国際秩序の構築と、世界的課題への対応に関する対話と協力の強化をうたっており、その中に日・EU首脳協議や閣僚会合などが規定されています。

首脳・閣僚レベルでの対話を補完する包括的協議の場として、「高級事務レベル協議」が存在し、またそれ以外の分野別政府間対話の場として金融、産業政策、競争政策、科学技術等に関する協議が持たれています。

政府間協議以外にも日本とEUとの間で地道な対話が活発に行われています。その中で最も長い歴史を有するのが、日本・EU議員会議です。1978年に日本の国会が、外国の議会との最初の公式な定期的行事として発足させたこの会議では、日本国会と欧州議会の議員団が年1回、対話を図っています。これまで30回以上の会議が開催され、当初、貿易経済問題に特化していた議題も、近年では、国際政治、安全保障、科学技術、環境、文化交流等、広範なテーマを取り扱うようになり、日・EU関係の政治的側面の強化に大きな貢献をしています。2011年3月の日・EU科学技術協力協定の発効に伴い、同分野での対話・協力も進められています。

民間レベルでの日・EU対話として重要な役割を担っているのが、日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）です。1999年に開始したBRTでは、日欧ビジネス界のリーダーが毎年会合を開き、双方の政治的リーダーに向けた日・EUビジネス協力関係のあらゆる側面に関する政策提言を取りまとめています。

市民レベルでは、EUに関する学術拠点「EUインスティテュート・イン・ジャパン（EUIJ）」、EUに関する資料を所蔵・提供する「EU情報センター（EU i）」、日本の地方都市とEUをつなぐ友好団体「EU協会」などを通じた交流が図られています。また、2001年に駐日EU代表部が立ち上げた「日・EUフレンドシップウィーク」では、毎年、EUの創設記念日である5月9日の「ヨーロッパ・デー（Europe Day）」を皮切りに、映画祭や出張授業、EU展などの市民交流イベントが開催されています。2012年からは、日本の学生向けの「欧州留学フェア」も行われています。

世界の中の日・EU関係

日本とEUそれぞれの国内総生産（GDP）を合わせると実に世界全体の3分の1を占めます。世界貿易に占めるEU全体の貿易額は20%。EU対外貿易に占める日本のシェアは3.4%であり、EUの貿易相手として米国、中国、ロシア、スイス、ノルウェー、トルコに次ぐ7番目の位置にあります。他方、日本の輸出入は世界の総貿易のそれぞれ6.5%と5.9%を占め、日本の総輸出入における対EU貿易の割合は11.0%で、EUは日本の貿易相手として中国、米国に次いで第3位です。

直接投資の促進は日・EU双方にとって優先政策項目となっています。2011年の日本の対内外国直接投資（ストック）のGDP比は約3.8%で、EUの43%と比べるまでもなく、先進国の中で最低レベルにあります。EUは、加盟国と総計すると世界最大の開発援助を行っており、日本も多額の政府開発援助（ODA）を行っています。したがって、この分野での日・EU協力は大変有意義です。

日本とEUが世界経済で占める地位を考えたとき、地球的課題への対応において双方が協力することは自明です。実際に、世界貿易機関（WTO）の枠組みにおいて、日本とEUは多角的貿易交渉に関する協力を強めてきており、発展途上国それぞれのニーズや懸念に注意を払うことによって途上国の積極的な参加を促す上でも、日本とEUは緊密な関係を維持することに努めています。日本とEUは、環境政策、とりわけ地球温暖化や生物多様性などの問題についても、共通の認識を持ち、グローバルな視点から協力関係をますます強化しています。

今日、紛争地域に対する国際社会による復興支援においても協力関係を深めています。アフガニスタン・パキスタン支援はその好例です。また、海賊対策に向けた共同の取り組みも実施されている一方、EUの共通安全保障・防衛政策（CSDP）の枠組みで行われている危機管理および紛争後の平和維持活動に対する日本の関心は歓迎すべきサインです。

アジア欧州会議（ASEM）やアセアン（ASEAN）地域フォーラム（ARF）といった地域対話を通じた日・EU協力の存在も忘れてはなりません。また国連では、大量破壊兵器の撤廃や小型兵器問題の取り組みにおいても一定の成果を生み出してきています。今日、世界は地球温暖化、エネルギー、食料、国際テロといった地球規模の課題に遭遇しています。経済のグローバル化が進んだ世界において、日本とEUは、戦略的パートナーとして、これまで以上に共同行動を求められることとなるでしょう。

（文中の数値はことわりのない限り2012年のもの）

欧州統合の歴史 — 主要な出来事

- 1950年** **5月9日**
フランス外相ロベール・シューマンがジャン・モネの構想を具体化するための重要なスピーチを行う（シューマン宣言）。新たな機関においてフランスとドイツ連邦共和国が他の欧州諸国とともに石炭・鉄鋼資源を共同で管理することを提案
- 1951年** **4月18日**
欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約、パリにて調印。調印国はベルギー、フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6カ国。同条約は50年という期限付きで1952年7月23日に発効
- 1955年** **6月1日～2日**
6カ国の外相がメッシーナ（イタリア）に集い、欧州統合を経済分野全体に広めていくことを決定
- 1957年** **3月25日**
6カ国、ローマにて欧州経済共同体（EEC）設立条約および欧州原子力共同体（ユーラトム）設立条約（ローマ条約と総称）に調印。両条約は1958年1月1日に発効
- 1960年** **1月4日**
英国の提唱の下、ストックホルム協定によりEEC以外の欧州諸国も含む欧州自由貿易連合（EFTA）設立
- 1963年** **7月20日**
EEC、アフリカの18カ国とヤウンデ（カメルーン）で連合協定（ヤウンデ協定）に調印
- 1965年** **4月8日**
欧州3共同体（ECSC・EEC・ユーラトム）の各機関を単一の理事会と単一の委員会に統合する条約（ブリュッセル条約）に調印。同条約は1967年7月1日に発効
- 1966年** **1月29日**
「ルクセンブルクの妥協」——政治的紛糾の末、重大な国家利害がからむ場合は全会一致の合意が得られるまで討議を続けるという条件で、フランスが理事会会合に復帰
- 1968年** **7月1日**
工業製品に課せられる加盟国間の関税、予定より18カ月早く完全撤廃（関税同盟の完成）。同時に対外共通関税導入
- 1969年** **12月1日～2日**
EEC各国の首脳がハーグ（オランダ）で会合を開き、欧州統合の一層の推進を決定
- 1970年** **4月22日**
ルクセンブルクにて、欧州共同体（European Communities=EC）の歳入を独自財源で段階的に賄うこと、および欧州議会の監督権限を強化することを定めた条約に調印
- 1973年** **1月1日**
デンマーク、アイルランド、英国が加盟し、ECは9カ国へ拡大。ノルウェーは国民投票の結果、加盟条約の批准を否決

- 1974年** **12月9日～10日**
EC各国の首脳、パリの会合にて、欧州理事会（EC首脳会議）を発足させ、年3回開催することを決定。同時に、欧州議会の直接普通選挙実施および欧州地域開発基金開設に合意
- 1975年** **2月28日**
EECと46カ国のアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国、ロメ（トーゴ）にて協定を締結（第1次ロメ協定）
- 7月22日**
予算に関する欧州議会の権限拡大と欧州会計監査院（European Court of Auditors）創設に関する条約調印。同条約は1977年6月1日に発効
- 1979年** **6月7日～10日**
初の直接普通選挙による欧州議会選挙実施、410議席が争われる
- 1981年** **1月1日**
ギリシャ加盟、ECは10カ国へ拡大
- 1984年** **6月14日、17日**
第2回欧州議会直接普通選挙実施
- 1985年** **1月7日**
ジャック・ドロールがEC委員会委員長に就任（在任1985年～1995年）
- 6月14日**
EC加盟国間の国境での検問を廃止することを目的としたシェンゲン協定調印
- 1986年** **1月1日**
ポルトガルとスペインが加盟、ECは12カ国へ拡大
- 2月17日、28日**
ルクセンブルクとハーグ（オランダ）において単一欧州議定書調印。同議定書は1987年7月1日に発効
- 1989年** **6月15日、18日**
第3回欧州議会直接普通選挙実施
- 11月9日**
ベルリンの壁崩壊
- 1990年** **10月3日**
ドイツ統一
- 1991年** **12月9日～10日**
マーストリヒト（オランダ）欧州理事会、欧州連合（EU）条約を採択。共通外交・安全保障政策（CFSP）、司法・内務に関するより緊密な協力、および単一通貨の導入を含む経済通貨同盟（EMU）創設の基礎を敷く
- 1992年** **2月7日**
欧州連合条約、マーストリヒトにて調印。同条約は1993年11月1日に発効
- 1993年** **1月1日**
単一市場始動
- 1994年** **6月9日、12日**
第4回欧州議会直接普通選挙実施

- 1995年**
- 1月1日**
オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟、EUは15カ国へ拡大。ノルウェーは国民投票の結果、加盟条約の批准を否決
- 1月23日**
ジャック・サンテル委員長率いる欧州委員会発足(1995年～1999年)
- 11月27日～28日**
バルセロナ(スペイン)で開かれた会議でEUと地中海南部沿岸諸国とのパートナーシップに合意
- 1997年**
- 10月2日**
アムステルダム条約(改正欧州連合条約)調印。同条約は1999年5月1日に発効
- 1998年**
- 3月30日**
キプロス、マルタおよび中・東欧10カ国の新加盟候補国、EU加盟プロセスを開始
- 1999年**
- 1月1日**
EU加盟11カ国がユーロを導入、金融市場での非現金取引で自国通貨の代わりに使用される。EUの金融政策は欧州中央銀行(ECB)に一元化。2001年1月1日にはギリシャが12番目のユーロ導入国となる。ユーロ導入国はユーロ圏と総称される
- 6月10日、13日**
第5回欧州議会直接普通選挙実施
- 9月15日**
ロマーノ・プロディ委員長率いる欧州委員会発足(1999年～2004年)
- 10月15日～16日**
タンペレ(フィンランド)欧州理事会、EUを自由・安全・司法の領域とすることを決定
- 2000年**
- 3月23日～24日**
リスボン欧州理事会、知識を基盤とした欧州において雇用拡大、経済近代化、社会的結束強化を実現するための戦略を策定
- 12月7日～8日**
ニース(フランス)欧州理事会、拡大に備えEUの意思決定制度を変更するための新条約に合意。欧州議会議長、欧州理事会議長、欧州委員会委員長、共同でEU基本権憲章の厳粛宣言を行う
- 2001年**
- 2月26日**
ニース条約(再改正欧州連合条約)調印。同条約は2003年2月1日に発効
- 12月14日～15日**
ラーケン(ベルギー)欧州理事会、EUの将来に関する宣言に合意。EU機構制度の大改革および欧州憲法策定のためのコンベンション(協議会)(議長:ヴァレリー・ジスカールデスタン)立ち上げへ
- 2002年**
- 1月1日**
ユーロ圏12カ国にてユーロ紙幣・硬貨の流通開始
- 2003年**
- 7月10日**
欧州の将来に関するコンベンション、欧州憲法草案を策定

- 2004年**
- 5月1日**
キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの10カ国が加盟、EUは25カ国へ拡大
- 6月10日、13日**
第6回欧州議会直接普通選挙実施
- 10月29日**
25カ国の首脳がローマで欧州憲法制定条約に調印
- 11月22日**
ジョゼ・マヌエル・バロゾ委員長率いる欧州委員会発足
- 2005年**
- 5月29日、6月1日**
フランス、欧州憲法制定条約の批准を国民投票にて否決。3日後にオランダでも同様に否決される
- 10月3日**
トルコとクロアチアとのEU加盟交渉開始
- 2007年**
- 1月1日**
ブルガリアとルーマニアが加盟、EUは27カ国へ拡大
スロヴェニアが13番目のユーロ導入国となる
- 12月13日**
リスボン条約調印
- 2008年**
- 1月1日**
キプロスとマルタが14番目、15番目のユーロ導入国となる
- 2009年**
- 1月1日**
スロヴァキアが16番目のユーロ導入国となる
- 6月4日～7日**
第7回欧州議会直接普通選挙実施
- 10月2日**
国民投票の結果、アイルランドがリスボン条約の批准を可決
- 12月1日**
リスボン条約発効
ヘルマン・ヴァンロンプイが欧州理事会議長に就任
キャサリン・アシュトンがEU外務・安全保障政策上級代表に就任
- 2010年**
- 2月9日**
欧州議会、ジョゼ・マヌエル・バロゾが二期目の委員長を務める新欧州委員会を承認
- 5月9日**
金融安定支援枠組み（7,500億ユーロ規模）創設に合意
- 7月27日**
アイスランドとのEU加盟交渉開始
- 2011年**
- 1月1日**
エストニアが17番目のユーロ導入国となる
欧州対外行動庁（EEAS）稼働開始
- 2013年**
- 7月1日**
クロアチアが加盟、EUは28カ国へ拡大
- 2014年**
- 1月1日**
ラトビアが18番目のユーロ導入国へ

欧州連合



欧州連合に関する情報源

■ 駐日欧州連合代表部のサイト

<http://www.euinjapan.jp> (日英2カ国語)

■ EUのポータルサイト『EUROPA』

<http://europa.eu> (EUの公用語24カ国語)

■ 日本語のオンライン広報誌『EU MAG』

<http://eumag.jp>

■ 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金1-27-6 白金高輪ステーションビル4F

Tel. 03-6408-0281 <http://www.eu-japan.eu>

EU インスティテュート・イン・ジャパン (EUIJ)

EU インスティテュート関西 (事務局：神戸大学内)

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学フロンティア館6階

Tel. 078-803-7221 <http://euij-kansai.jp/>

EUSI 東京 (事務局：一橋大学内)

〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学マーキュリータワー #3504

Tel. 042-580-9117 <http://www.eusi.jp/>

EUIJ 早稲田 (事務局：早稲田大学内)

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町513 早稲田大学120-4号館3階 EUIJ 早稲田運営事務局

Tel. 03-5286-8568 <http://www.euij-waseda.jp/>

EUIJ 九州 (事務局：九州大学箱崎キャンパス内)

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1 九州大学箱崎キャンパス内 EU センター

Tel. 092-642-4433 <http://www.euij-kyushu.com>

EUIJ 東京 (事務局：一橋大学総務部研究・社会連携推進課内)

〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学総務部研究・社会連携推進課内

Tel. 042-580-8053 http://www.euij-tc.org/index_j.html

EU 情報センター (EU i) (大学内設置場所・設置年)

西南学院大学 EU 情報センター (図書館・1969年)

〒814-8511 福岡市早良区西新6-2-92

Tel. 092-823-3410 <http://www.seinan-gu.ac.jp/library/>

名古屋大学 EU 情報センター (経済学図書室・1973年)

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

Tel. 052-789-4922 <http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/eco/>

同志社大学 EU 情報センター (図書館・1976年)

〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

Tel. 075-251-3980 <http://library.doshisha.ac.jp/guide/specially/eu.html>

早稲田大学 EU 情報センター (現代政治経済研究所・1978年)

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

Tel. 03-3204-8960 <http://www.waseda-pse.jp/ircpea/jp/>

中央大学 EU 情報センター (中央図書館国際機関資料室・1979年)

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1

Tel. 042-674-2591 http://www.chuo-u.ac.jp/library/library_service/tamacamus/int_dataroom/

東京大学 EU 情報センター (総合図書館国際資料室・1980年)

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

Tel. 03-5841-2645 <http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/undepo/>

慶應義塾大学 EU 情報センター (三田メディアセンター・1982年)

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

Tel. 03-5427-1664 <http://www.mita.lib.keio.ac.jp/>

北海道大学 EU 情報センター (附属図書館・1982年)

〒060-0808 札幌市北区北八条西5丁目

Tel. 011-706-3615 <http://www.lib.hokudai.ac.jp/>

関西大学 EU 情報センター (総合図書館・1983年)

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

Tel. 06-6368-0267 <http://web.lib.kansai-u.ac.jp/library/>

香川大学 EU 情報センター (附属図書館・1983年)

〒760-8525 高松市幸町1-1

Tel. 087-832-1241 <http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/>

東北大学 EU 情報センター (附属図書館・1983年)

〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1

Tel. 022-795-5935 http://tul.library.tohoku.ac.jp/modules/about/index.php?cat_id=6

上智大学 EU 情報センター（ヨーロッパ研究所・1985年）
〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1
Tel. 03-3238-3902 <http://www.info.sophia.ac.jp/ei/>

琉球大学 EU 情報センター（附属図書館・1985年）
〒903-0214 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
Tel. 098-895-8167 <http://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/>

福山大学 EU 情報センター（附属図書館・1985年）
〒729-0292 広島県福山市学園町1番地三蔵
Tel. 084-936-2111 <http://libaxp.fulib.fukuyama-u.ac.jp/>

金沢大学 EU 情報センター（附属図書館・1985年）
〒920-1192 金沢市角間町
Tel. 076-264-5211 <http://library.kanazawa-u.ac.jp/>

日本大学 EU 情報センター（国際関係学部図書館・1985年）
〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145
Tel. 055-980-0860 <http://www.ir.nihon-u.ac.jp/idc/>

大阪市立大学 EU 情報センター（学術情報総合センター・1991年）
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
Tel. 06-6605-3250 <http://www.media.osaka-cu.ac.jp/>

一橋大学 EU 情報センター（附属図書館・1991年）
〒186-8602 東京都国立市中2-1 Tel. 042-580-8241 <http://www.lib.hit-u.ac.jp/>

関西学院大学 EU 情報センター（産業研究所・2007年）
〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一丁目1-155
Tel. 0798-54-6127 http://www.kwansei.ac.jp/i_industrial/

国立国会図書館（寄託図書館）（調査及び立法考査局 議会官庁資料室・1963年）
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
Tel. 03-3581-2331（内21710）<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/index.php>

EU 協会

宮城 EU 協会

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所内
Tel. 022-265-8184 <http://www.sendaicci.or.jp/eu/>

山形県 EU 協会

〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル7階（一社）山形県経営者協会内
Tel. 023-622-3875 <http://www.yamagataeu.jp/>

会津 EU 協会

〒965-0816 福島県会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所内
Tel. 0242-27-1212 <http://www.aizu-cci.or.jp/a-gaikaku/eu/a-eu.htm>

長野県 EU 協会

〒380-0838 長野市県町584番地（一社）長野県経営者協会内
Tel. 026-235-3522 <http://www.nea.or.jp/eu/top.htm>

石川 EU 協会

〒920-1192 金沢市角間町 金沢大学 人間社会学域経済学類 西嶋研究室気付
Tel. 076-264-5428 <http://www.ishikawa-eu.org/>

兵庫 EU 協会

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発センター2階（公財）兵庫県国際交流協会内
Tel. 078-230-3267 <http://www.calib.jp/pi/hyogoeu>

岡山 EU 協会

〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル5階（一社）岡山経済同友会内
Tel. 086-222-0051 <http://okayama-eu.jp/>

山口 EU 協会

〒753-8502 山口市桜島3-2-1 山口県立大学国際化推進室内
Tel. 083-928-3413 <http://www.yamaguchieu.jp/>

香川 EU 協会

〒760-0027 高松市紺屋町1-3 香川紺屋町ビル6階（一社）香川経済同友会内
Tel. 087-821-8754 <http://www.kagawa-eu.jp/>

松山 EU 協会

〒791-1102 松山市来住町253番地（Fプランニング内） Tel. 089-908-5151

福岡 EU 協会

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1（公財）福岡県国際交流センター内
Tel. 092-725-9200 <http://www.fukuoka-eu.com/>

佐賀県 EU 協会

〒840-8585 佐賀市天神3-2-23 佐賀新聞社秘書室内 Tel. 0952-28-2145

大分 EU 協会

〒870-0021 大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル3階 大分経済同友会内
Tel. 097-538-1866 <http://www.oita-doyukai.jp/eu/>

EUを知るための12章

2011年7月 初版発行

2013年12月 第2版発行

発行 駐日欧州連合代表部広報部

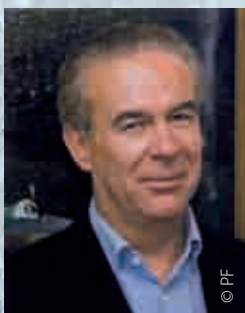
<http://www.euinjapan.jp>

delegation-japan@eeas.europa.eu

© European Union, 2013

ISBN: 978-92-9238-105-9

doi:10.2871/50352



パスカル・フォンテーヌ

元ジャン・モネ・アドバイザー
元パリ政治学院教授

EUを知るための12章

欧州連合（EU）の目的とは何でしょうか。EUはなぜ、どのようにして生まれたのでしょうか。また、どのように機能しているのでしょうか。EUはこれまでにどのような成果を挙げ、どのような便益を市民にもたらしているのでしょうか。

今後の国際舞台での欧州の役割はどのようなものになるのでしょうか。EUの境界線はどこになるのでしょうか。はたまた、ユーロの将来はどうなるのでしょうか。

EUの専門家パスカル・フォンテーヌは本書で、以上のような数多くのEUに関する問いに答えようとしています。

（日本語版を制作するにあたっては、加筆・編集を行っています）



駐日欧州連合代表部
<http://www.euinjapan.jp>

ISBN 978-92-9238-105-9



9 789292 438105 9